やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(INDEX)

遺言書の話ーその1	(2014.9)
遺言書の話ーその2	(2014.10)
遺言書の話ーその3	(2014.11)
遺言書の話ーその4	(2014.12)
遺言書の話ーその5	(2015.1)
自己破産の話ーその1	(2015.2)
自己破産の話ーその2	(2015.3)
自己破産の話ーその3	(2015.4)
成年後見制度について―その1	(2015.5)
成年後見制度について―その2	(2015.6)
成年後見制度について―その3	(2015.7)
成年後見制度について―その4	(2015.8)
成年後見制度について―その5	(2015.9)
交通事故の話ーその1	(2015.10)
交通事故の話ーその2	(2015.11)
交通事故の話ーその3	(2015.12)
交通事故の話ーその4	(2016.1)
交通事故の話ーその5	(2016.2)
交通事故の話―その6	(2016.3)
遺産分割協議についてーその1	(2016.4)
遺産分割協議についてーその2	(2016.5)
遺産分割協議についてーその3	(2016.6)
夫婦・男女の法律問題―その1	(2016.7)
夫婦・男女の法律問題―その2	(2016.8)
夫婦・男女の法律問題―その3	(2016.9)
夫婦・男女の法律問題―その4	(2016.10)
夫婦・男女の法律問題―その5	(2016.11)
夫婦・男女の法律問題―その6	(2016.12)
夫婦・男女の法律問題―その7	(2017.1)
夫婦・男女の法律問題―その8	(2017.2)
インターネットをめぐる諸問題―その	(2017.3)
インターネットをめぐる諸問題―その2	2(2017.4)

インターネットをめぐる諸問題―その	3(2017.5)
近隣トラブル―その1	(2017.6)
近隣トラブル―その2	(2017.7)
近隣トラブル―その3	(2017.8)
近隣トラブル―その4	(2017.9)
近隣トラブル―その5	(2017.10)
近隣トラブル―その6	(2017.11)
近隣トラブル―その7	(2017.12)
近隣トラブル―その8	(2018.1)
近隣トラブル―その9	(2018.2)
近隣トラブル―その10	(2018.3)
個人情報保護法―その1	(2018.4)
個人情報保護法―その2	(2018.5)
個人情報保護法―その3	(2018.6)
個人情報保護法―その4	(2018.7)
民法大改正―その1	(2018.8)
民法大改正―その2	(2018.9)
民法大改正―その3	(2018.10)
民法大改正―その4	(2018.11)
相続法の改正―その1	(2018.12)
相続法の改正―その2	(2019.1)
相続法の改正―その3	(2019.2)
相続法の改正―その4	(2019.3)
相続法の改正―その5	(2019.4)
相続法の改正―その6	(2019.5)
相続法の改正―その7	(2019.6)
弁護士保険制度について	(2019.7)
弁護士保険制度について―その2	(2019.8)
育児休業についてーその1	(2019.9)
育児休業について―その2	(2019.10)
育児休業について―その3	(2019.11)
<u>ハラスメントについてーその1</u>	(2019.12)
ハラスメントについて―その2	(2020.1)
ハラスメントについて―その3	(2020.2)
ハラスメントについて―その4	(2020.3)

```
職場のトラブルについてーその1
                   (2020.4)
職場のトラブルについて―その2
                   (2020.5)
新型コロナウイルスと法―その1
                   (2020.6)
新型コロナウイルスと法―その2
                   (2020.7)
改正相続法の施行―その1
                   (2020.8)
改正相続法の施行―その2
                   (2020.9)
改正相続法の施行―その3
                   (2020.10)
改正相続法の施行―その4
                   (2020.11)
改正相続法の施行―その5
                   (2020.12)
改正相続法の施行―その6
                   (2021.1)
改正相続法の施行―その7
                   (2021.2)
民法改正で保証契約が変わる―その1
                      (2021.3)
民法改正で保証契約が変わる―その2
                      (2021.4)
民法改正で保証契約が変わる―その3
                     (2021.5)
民法改正で保証契約が変わる―その4 (2021.6)
民法改正で保証契約が変わる―その5 (2021.7)
民法改正で消滅時効制度が変わる―その1 (2021.8)
民法改正で消滅時効制度が変わる―その2(2021.9)
民法改正で消滅時効制度が変わる―その3(2021.10)
相続登記―その1
                   (2021.11)
相続登記―その2
                   (2021.12)
相続登記―その3
                   (2022.1)
所有者不明土地の解消のための法整備―その1(2022.2)
所有者不明土地の解消のための法整備―その2(2022.3)
所有者不明土地の解消のための法整備―その3(2022.4)
所有者不明土地の解消のための法整備―その4(2022.5)
所有者不明土地の解消のための法整備―その5(2022.6)
所有者不明土地の解消のための法整備―その 6(2022.7)
成年年齢の引き下げ―その1
                   (2022.8)
成年年齢の引き下げ―その2 (2022.9)
<u>消費者契約法の改正について-その1</u> (2022.10)
消費者契約法の改正について-その2 (2022.11)
消費者契約法の改正について-その3(2022.12)
消費者契約法の改正について-その4 (2023.1)
成年後見制度について-その1
                   (2023.2)
成年後見制度について-その2
                  (2023.3)
```

成年後見制度について-その3	(2023.4)
成年後見制度について-その4	(2023.5)
成年後見制度について-その5	(2023.6)
年金分割制度について-その1	(2023.7)
年金分割制度について-その2	(2023.8)
年金分割制度について-その3	(2023.9)
<u>労働時間について -その1</u>	(2023.10)
労働時間について -その2	(2023.11)
労働時間について ―その3	(2023.12)
<u>撮影罪とは その1</u>	(2024.1)
撮影罪とは その2	(2024.2)
遺言書について その1	(2024.3)
遺言書について その2	(2024.4)
遺言書について その3	(2024.5)
遺言書について その4	(2024.6)
遺言書について その5	(2024.7)
遺言書について その6	(2024.8)
遺言執行者について その1	(2024.9)
遺言執行者について その2	(2024.10)
遺言執行者について その3	(2024.11)
遺言執行者について その4	(2024.12)
遺言執行者について その5	(2025.1)
育児・介護休業法の改正について その1	(2025. 2)
育児・介護休業法の改正について その2	(2025.3)
育児・介護休業法の改正について その3	(2025.4)
育児・介護休業法の改正について その 4	(2025.5)
育児・介護休業法の改正について その5	(2025.6)

遺言書の話―その1(2014.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

私たちが居住している西神ニュータウンも居住者の高齢化が進んでいます。

高齢者にとって、将来の不安の一つは、自分が死亡した後、相続人である妻や子供や兄弟が自分の残した遺産について争いが生じるのではないかということです。



私の経験においても、親が生きている時に、親の意思による遺産の分割、分配方法について、相続 人が納得、了解していた場合でも、いざ親が死亡してしまうと、生前の納得、了解をひるがえし、自 己の持分を主張して遺産分割を請求してきてトラブルになるケースが散見されます。

そのようなトラブルを未然に防止する方法の一つとして、自分の思い描いた遺産の分割方法等について生前に遺言書を作成しておくことが考えられます。

尚、遺言書には大きく分けて、自らがすべて自筆で書き記す自筆証書遺言と、公証人に作成しても らう公正証書遺言があります。

因みに、遺言書に法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならないとなっており、自筆証書遺言につき素人が独断で作成しても、後日法律上の効力が生じない場合があることから、専門家のアドバイスのもとに作成するのが無難です。

次回は、自筆証書遺言について詳しく説明します。

遺言書の話―その2(2014.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、自筆証書遺言についてお話します。

自筆証書遺言とは、言葉通り、全文を自分で書く遺言のことです。

自分で打ったワープロやパソコン使用の遺言書も無効となり ます。

自筆証書遺言は費用がかからず、いつでも書けるなど、手軽 に作成できる利点がありますが、前回もお話しした通り、民法 で定められた通りに作成しないと、遺言として認められませ ん。以下のことに気を付けて下さい。



(1)全文を自分で書くこと

これは、遺言書の偽造を防ぐためです。ほんの一部でも他人の代筆やパソコン部分があれば無効となってしまいます。

(2) 必ず日付(年月日)を記入すること

たとえば、「平成26年9月9日」と必ず自分で記入します。平成26年9月吉日」とすると、日付が客観的に特定できず、無効となります。

(3) 署名・押印すること。

印は認印でも構いませんが、実印が望ましいです。

(4) 訂正したら、署名・押印します。

新たに文書を加えたり、削ったり、または変更した場合は、遺言者がその変更場所を指示し、 変更した旨を付記、署名し、且つその変更場所に印を押す必要があります。

(5) 封筒に入れて封をし、押印に用いた実印で封印します。

尚、用紙や筆記具には制限はありませんが、丈夫な用紙に文字が消えないボールペンなどで 書いて下さい。縦書き、横書きいずれでも構いません。

尚、(1)~(5)の要件を満たしていても、遺言に書かれている内容があいまいな表現ですと、文意が不明確となって、後で相続人間で紛争となったり、不動産の場合、所有権移転登記ができない場合があります。

そのため、自筆証書遺言につき、法律専門家のアドバイスやチェックを受けていれば安心です。 遺言書作成の弁護士費用については、定形的なものについては10万円から20万円程度です。

遺言書の話―その3(2014.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、公正証書遺言についてお話します。

公正証書遺言とは、公証役場で公証人に作成してもらう遺言のことです。

公証役場は、この付近では明石公証役場(078-912-1499)あるいは神戸公証センター(078-391-1180)があります。

公正証書遺言では、遺言者の真意を確保するため、二人の証人に 立ち会ってもらうことになっています。因みに、未成年者や推定相 続人は証人とはなれません。

遺言者の遺言内容は、公証人によって筆記され、遺言者本人と証

人がその筆記されたものを確認した後、署名・押印します。最後に公証人が手続きに従って作成した旨を付記し、署名・押印します。

作成された公正証書遺言の原本は、公証人によって保管されますので紛失や偽造される心配はありません。

また、遺言者には原本と同一の効力を有する正本が渡されます。万が一正本を紛失しても再交付を受けることができます。

尚、公正証書遺言を作ってもらうには公証人の手数料がかかります。手数料は相続財産の額によって変わります。

財産が多くなるほど高くなりますが、おおよその目安として、1億円の遺産を3人の相続人に均等に与える場合は、約10万円の手数料がかかります。

自筆証書遺言の場合と違って、遺言者が自分で書く必要がないので、筆記が困難な状態にある人でも遺言が可能です。 また、自筆証書遺言と違って、遺言書について家庭裁判所の検認手続が必要ありません。

尚、公正証書遺言についても、弁護士に相談した上で弁護士が遺言書の案文を作成して公証人と 打ち合わせ且つ弁護士が証人となって公正証書遺言を作成することもできます。その場合、弁護 士が遺言執行者にもなり、迅速に遺言の執行を進めることができます。

公正証書遺言は、最も確実な遺言方法といえます。

遺言書の話―その4(2014.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

これまで、遺言書の方式(自筆証書遺言と公正証書遺言)についてお話ししました。

今回は、遺言事項(遺言でなしうること)について、お話しします。遺言は、法律で定められた事項に限り、法律的な効力を生じます。

法定遺言事項は少し難しい用語が出てきますが、

- (1)信託の設定(信託法 2 条)
- (2)非嫡出子の認知(民法 781 条 2 項)
- (3)相続人の廃除又はその取消(民法893条、894条2項)
- (4)未成年後見人の指定(民法839条1項)
- (5)未成年後見監督人の指定(民法848条)
- (6)財産の処分すなわち遺贈(民法 964 条、986 条~1003 条)
- (7) 寄附行為(民法 41 条 2 項)
- (8)相続分の指定又は指定の委託(民法 902 条 1 項)
- (9)遺産分割方法の指定又は指定の委託(民法 908 条)
- (10)遺産分割の禁止(民法 908 条)
- (11)特別受益持戻しの免除(民法 903条3項)
- (12)相続人の担保責任の指定(民法 914 条)
- (13)遺贈の減殺方法の指定(民法 1034 条但書)
- (14)祭祀主宰者の指定(民法 897条)
- (15)遺言執行者の指定又は指定の委託(民法 1006条)

とされています。

尚、遺言事項以外のことを記載しても、法律的な効力は生じませんが、相続人に対し、被相続人の 思いは伝わることと思います。

次回、個々の遺言事項について、わかりやすくお話しします。



遺言書の話―その5(2015.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

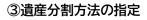
前回、遺言事項として(1)~(15)まで述べましたが、今回はそれを以下のとおり整理して説明します。

(1) 身分に関するもの(認知)

遺言による認知は、法律上、遺言執行者が届出することになっています。

- (2) 相続に関するもの
 - ①推定相続人の廃除又は廃除の取消
 - ②相続分の指定

遺言により、法定相続分とは異なる相続分を指定することが出来ます。



相続人が遺産分割協議をする際の指針を定めておくことが出来ます。

④特別受益の持ち戻しの免除

相続人のうち特定の者に生前贈与があった場合には、それを財産の前渡し(特別受益)と みなし、相続分の算出にあたり、贈与を受けた者の相続分を減少させる(持ち戻し)ことに より相続人間の公平を計ります。

⑤遺産分割の禁止

遺言により、5年を限度として遺産分割を禁止することが出来ます。

⑥遺留分減殺方法の指定

兄弟姉妹を除く法定相続人には、最低限度の割合の遺産(遺留分)が保証されます。 しかし、遺留分を侵害する遺言をしたからと言って、無効となる訳ではなく遺留分取戻し の請求(減殺請求)がなされて初めて減殺される(取戻される)ことになります。

(3) 遺産処分に関するもの(遺贈)

遺贈とは、遺言により財産の全部または一部を処分することです。 遺贈を受ける者(受遺者)は相続人でも、それ以外の第三者でもかまいません。



(4) 遺言執行に関するもの(遺言執行者の指定)

遺言事項の中には、遺言執行者しか実行できないものがあります。

遺言執行者は、相続人の代理人と見なされ、相続財産の管理処分について一切の権限を 有します。従って、遺言執行者がいる場合は、相続人は相続財産を処分できなくなり、 もし勝手に処分したとしても、その行為は無効とされます。

(5) その他(祖先の祭祀主宰者の指定)

系譜、祭具及び墳墓の所有権は、相続財産とは別に祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する ことになっています。

この承継者は、被相続人の指定があればその者が、無ければ慣習により、慣習が明らかでない場合は家庭裁判所が承継者を定めることになっています。

自己破産の話―その1(2015.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. 借金ができて、支払いが困難となった場合、裁判所に 破産の申立をし、免責許可をもらい借金をゼロにして もらう手続を自己破産といいます。

破産ができるのは、「支払不能」の場合で、自己破産の 申立をする人(債務者といいます)の借金の額、収入、 資産等の状況から総合的に判断されます。



2. 自己破産のメリットは、何といっても法的に借金がなくなり、債権者からの電話や手紙による 請求を受けることがなくなることです。

そして、特別の債務(税金等)を除いて一切返済する義務がなくなります。 そのため、自己破産は今後の生活を立て直す上で最も有利な借金の整理方法といえます。

3. 自己破産のデメリットは、不動産等高価な財産は処分されることです。

その他として、手続の期間中(3ヶ月ないし6ヶ月程度)に限って、一定の職種に就くことが制限されることです。

制限される職種として、弁護士、税理士等の仕業、宅地建物取引主任者、警備員等があります。 尚、医師や一般的な国家公務員や地方公務員は自己破産しても制限されません。 4. よく自己破産すると、子供に対する影響等を心配される人がいますが、身分関係には影響を 及ぼさず、戸籍に自己破産をした事実が記載されることもありません。

次回は、自己破産申立手続についてご説明します。

自己破産の話―その2(2015.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 1. 自己破産申立をするには、申立人の住所地を管轄する地方裁判所に破産の申立書を提出する必要があります。 特に問題がなければ申立を受け付けてもらえます。
- 2. 裁判所の破産係で申立書の内容について検討した結果、追加、補足の説明、資料の提出を求められることがあります。
- 3. 破産原因が浪費等の場合、審尋と言って、裁判所に呼び出され、裁判官から事情を聞かれます。



- 4. めぼしい財産がなければ同時廃止の決定と言って、これで破産手続は終了します。
- 5. 破産決定では、まだ債務は残っているので、債務を免責するかどうかについて債権者の意見 を聞きます。
- 6. 裁判所は債権者の意見及び免責不許可事由(浪費等)の有無を検討し、免責の許可、不許可の決定をします。
- 7. 免責許可決定が確定すれば、債務は免責されます。自己破産申立から免責許可決定の確定までにかかる期間はおよそ3~6ヶ月です。

自己破産の話―その3(2015.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

自己破産について、世間にある誤解について説明しておきます。

1. 世間にある誤解としてよく聞くのが、①破産すると戸籍にのる。 ②会社や学校など周りの人に知られてしまう。③選挙権がなくな る。④預金口座が持てない。⑤家を借りられない。⑥子供たちの進 路、進学等に影響を及ぼす。⑦引越、旅行ができない。⑧今後ローン を組むことができない。等です。



2. これについて、①破産しても戸籍には載りません。②債権者以外には、原則として通知はいかず、当然に知られてしまうことはありません。③選挙権はなくなりません。④預金口座は持てます。 ⑤破産の事実を以って、家が借りられないことはありません。家賃の支払能力があれば借りられます。⑥子供たちに影響しません。破産は経済的支払能力の問題であり、身分関係に影響を及ぼしません。⑦引越は自由であり、旅行も全く問題はありません。⑧確かに5~7年間は新たに借金したり、ローンを組んだりすることは難しくなりますが、今後一切ローンを組めなくなることはありません。

成年後見制度について―その1(2015.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

成年後見制度とは、判断能力の低下した人のために財産管理、 身上監護を行う制度のことを言います。

判断能力が低下した人とは、認知症が代表例として考えられますが、それ以外にも精神障害や知的障害の人の場合もあり、そのような人のために成年後見制度を利用する必要が認められます。



ところで、まず認知症を正しく理解することが大切です。最近忘れっぽいとかの症状だけでは、必ずしも認知症という訳ではありません。

また成年後見制度についても理解が必要です。

まず、成年後見制度には、法定後見制度(法律による後見制度)と任意後見制度(契約による後見制度)とがあります。

次回、まず法定成年後見制度について説明します。

成年後見制度について―その2(2015.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は法定成年後見制度について説明します。

法定後見は、本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所の審判により後見人(保佐人、補助人)が決定され開始するものです。本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれています。

(1) 成年後見

精神上の障害により、判断能力を「欠く状況にある」者を対象とします。

(2) 保佐

精神上の障害により、判断能力が「著しく不十分な」者を対象とします。

(3) 補助

精神上の障害により、判断能力が「不十分な」者のうち、後見や保佐の程度に至らない軽度の状態にある者を対象とします。

(1)~(3)につき、誰が裁判所に開始の申立ができるか(請求権者は誰か)、後見人等の権能と義務については法律で定められています。

次回は、一番多く利用される成年後見の申立手続及び後見人の役割についてお話しします。

成年後見制度について―その3(2015.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝



今回は、成年後見の申立手続についてお話しします。

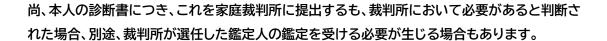
成年後見申立は、本人(成年後見の審判を受ける者)の住所地の家庭裁 判所に申立をします。

即ち、本人が神戸市西区に居住しているのであれば、神戸家庭裁判所本 庁もしくは神戸家庭裁判所明石支部となります。

申立人は本人、配偶者、四親等内の親族等です。

申立には、必要な書類が多数あります。

例えば、本人の戸籍謄本、住民票、本人の財産に関する資料(不動産登記事項証明書等)、預貯金等の残高が分かる資料のみならず、本人の診断書(家庭裁判所が定める様式のもの)、さらには成年後見人候補者の住民票等です。



また、成年後見人候補者について、親族間で誰を候補者とするかについて合意ができておらず、 対立が生じているような場合は、裁判所は申立書の候補者ではなく、弁護士等の専門職の者を成 年後見人として選任することも考えられます。

いずれにしても、成年後見申立は申立書類が多数あり、申立手続をするについては弁護士に相談された方が良いと思われます。

成年後見制度について―その4(2015.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、成年後見申立により成年後見が開始された場合の成年後 見人の仕事についてお話しします。

成年後見人の仕事としては、大きく分けて財産管理と身上監護の2 つとなります。

財産管理は、①現金、預貯金、不動産等の管理 ②収入、支出の管理 ③有価証券等の金融商品の管理 ④税務処理(確定申告、納税な ど)に分けられます。

成年後見人は、年に1回程度財産管理の状況を家庭裁判所に報告する必要があります。 但し、



本人の居住場所が在宅から施設に変わったりした等の場合は、その都度家庭裁判所に報告する必要があります。

また、不動産等重要な財産を処分する場合には、家庭裁判所の事前の許可が必要です。

尚、家庭裁判所からの指示に従わず、定期的な報告を怠ると、家庭裁判所は成年後見人を解任することができます。

さらに、成年後見人が本人の親族の場合、家庭裁判所は成年後見人が行う後見の事務を監督する 成年後見監督人を別途選任する場合もあります。

次回は身上監護について説明します。

成年後見制度について―その5(2015.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、成年後見人の仕事としての身上監護について説明します。

身上監護とは、生活、療養看護に関する事務をいいますが、介護のような事実行為ではなく、介護契約や介護施設への入所契約などのことを 意味します。

即ち、以下の内容が主なものです。

- ①医療に関する契約や支払に関する全般
- ②介護等に関する契約(要介護の請求認定、不服申立、サービスの契 約等)
 - ③住まいに関する契約
 - ④施設に関する契約
 - ⑤教育やリハビリに関する契約

よって、実際に介護などの身の回りの世話をすることになるものではありません。

尚、介護は契約先の施設などが行うことになりますが、成年後見人が本人の意思を確認してあげること(例えば、本人の住む場所や入居する施設について等の諸々の法律行為に付随する事実行為について)は、身上監護の大切な職務となります。



交通事故の話―その1(2015.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

車社会の今日、誰でも交通事故は避けたいところですが、現実には 多数の交通事故が発生しています。



車を運転していて相手方(車及び原付につき運転車や同乗者、歩行者)に怪我を負わせてしまった場合、3つのことが同時に発生します。

即ち、相手方に怪我を負わせれば、刑事事件としての自動車運転過失傷害罪等、行政処分としての 免許停止、取消処分等、さらには民事事件としての相手方の怪我に対する治療費、慰謝料等の損害 賠償義務です。

次回は、刑事事件について詳しくお話しします。

交通事故の話―その2(2015.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は交通事故により、過って他人に怪我等を負わせてしまった場合の 刑事処分についてお話しします。

刑事処分とは、交通事故を起こした加害者に対し、事故に伴い犯した犯罪の責任を問うものであり、内容により刑事罰は大きく変わります。 被害者が傷害を負ったり、死亡してしまったりした場合、加害者には刑事罰として、過失運転致傷罪(或いは、致死罪)、危険運転致傷罪(或いは、致死罪)などの犯罪が成立します。



犯罪が発生すれば、警察職員による捜査が始まります。

その後、捜査が終了した時点で事件の捜査記録一式は検察庁に送致されます(世に書類送検と呼ばれるものです)。

そして、事件記録の送致を受けた検察庁において、さらに検察官が加害者を取調べるなどした上

で、最終的な処分を決めることとなります。

検察官が行う処分には、

- ①不起訴処分
- ②略式命令の請求
- ③公判請求

の3つがあります。

次回はこの3つの処分について説明します。

交通事故の話―その3(2015.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

前回、交通事故により過って他人に怪我等を負わせた場合の刑事処分について、検察官が行う処分には以下の三つがあるとお話しました。

① 不起訴処分

捜査の結果、不起訴処分となるのは、その理由に応じて「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」の 3種類に分類できます。

「嫌疑なし」とは、捜査の結果、犯罪の疑いが晴れた場合です。「嫌疑不十分」とは、捜査の結果、犯罪の疑いは完全に晴れないものの、裁判において有罪の証明をするのが困難と考えられる場合です。

「起訴猶予」とは、有罪の証明が可能であっても、被疑者の境遇や犯罪の軽重、犯罪後の状況(示談が成立した等)を鑑みて、検察官の裁量によって不起訴とする場合です。

② 略式命令の請求

略式命令は、正式な方法でない簡略した手続による刑事裁判です。

検察官が裁判所に略式手続(略式起訴による略式命令)の手続を行うには、以下の要件が必要です。

- イ 簡易裁判所の管轄に属する事件であること。
- ロ 100万円以下の罰金又は科料を科しうる事件であること。
- ハ 略式手続によることについて、被疑者に異議が無いこと。

③ 公判請求

公判請求とは、起訴ともいい、検察官が裁判所に対して通常の公開の法廷での裁判を請求することで、交通事故で死亡事故ないし他人に重篤な怪我を負わせた場合、公判請求される可能性が高いです。

交通事故の話―その4(2016.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は交通事故による免許停止等の行政処分についてお話します。 交通事故や交通違反については、交通違反点数制度が採用されており、所定の点数により違反点数が一定の基準に達すると運転免許の 効力停止や運転免許の取消しの行政処分がなされます。



交通違反点数については、累積方式が採用されており、運転免許取得

時は0点からスタートし、交通事故、交通違反を起こすたびに点数が加算されていきます。

因みに、基本的に違反点数は過去3年以内のものが合算され、所定の点数に達すると免許停止、免 許取消処分の対象となります。

尚、違反の種類により点数が異なり、また人身事故を起こした場合は付加点数となり、結構複雑です。

例えば、追突事故で軽傷を負わせ、その責任の程度が重い場合には、一般的には基礎点数として安全義務違反の2点と、付加点数として責任の程度の重い場合の軽傷事故の6点がプラスされ、合計 8点と評価されます。

以下、次の点数になると処分を受けます。

処分前歴	免許停止	免許取消()内は取消前保有者の場合
		1年(3年)	2年(4年)
なし	6~14点	15~24点	25~34点
1回	4~9点	10~19点	20~29点
2回	2~4点	5~14点	15~24点
3回以上	2~3点	4~9点	10~19点

交通事故の話―その5(2016.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、交通事故による過失により相手方に怪我を負わせた場合の民事事件としての損害賠償義 務についてお話します。

相手方を怪我させた場合、その治療費、休業補償、入通院慰藉料、さらには後遺障害が残った場合はその補償をしなければなりません。 ちなみに、ドライバーは、万が一の交通事故にそなえて自賠責保険(自動車、バイクを運行する場合に、法律によって加入が義務づけされている強制保険)のみらず、任意保険(自賠責保険は、交通事故の被害者に対す



る最低限の救済をおもな目的とする保険であるため、補償の範囲は限定的で、相手方の身体に関する損害しか補償の対象となりません。そのため、相手方の物や自分の身体が損害を負ったとしても、保険金は支払われません。また、相手方の身体に関する損害の補償額には上限が定められており、損害額が上限を超えてしまった場合は自己負担となります)に加入することとなります。

次回は、自賠責保険、任意保険の内容を詳しく説明します。

交通事故の話―その6(2016.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、自賠責保険、任意保険についてお話します。

言うまでもなく、自賠責保険は法律で加入が義務づけされている保険で強制保険と呼ばれています。自賠責保険は交通事故の被害者に対する最低限の救済を主な目的とする保険です。

そのため、補償範囲は限定的で事故の相手方の身体に関する損害しか補償の対象となりません。因みに、傷害による損害は120万円、後遺障害による損害は、その程度に応じた等級によって75万円から4000万円、死亡による損害は3000万円です。



自賠責保険ではカバーしきれない損害を補償するのが任意保険

となります。

任意保険の主な補償は次の通りです。

- (1)対人賠償保険(相手方への補償)自賠責保険の補償上限を超える損害賠償をカバー
- (2)対物賠償保険(相手方への補償) 他人の車や物などの財物の損害をカバー
- (3)人身傷害補償保険(自分、搭乗者への補償) 車に乗っていた人の損害をカバー
- (4)自損事故保険(自分、搭乗者への補償) 運転手みずからの責任で起こした事故による運転手自らの損害をカバー
- (5)車両保険(車への補償) 事故によって破損した車両の修理代をカバー

遺産分割協議について―その1(2016.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

人が死亡すれば、相続が開始します。

遺産分割協議とは、死亡した人(被相続人といいます)の遺産につき 相続人全員の話し合いのもと、だれがどの財産をもらっていくかを決 めること この遺産分割協議をするについて重要なポイントをお話し します。



(1)相続人について

民法では、相続人になれる人を決めており、それを法定相続人といい ます。

そして、相続人になる人の順序も決められています。被相続人の配偶者(夫や妻)は常に相続人になりますが、血族相続人には優先順位があり、優先順位の上位の者がいると、下位の者は相続できないことになります。

(2)遺産分割協議の期限について

遺産分割自体や相続登記については、特別の法定期限はないことから、いつまでに遺産分割協議 をしなければならないということはありません。

しかしながら、あまり時間をおくと相続人が死亡して、当事者が変わったりして遺産分割協議が困難となる場合が多いことから、早めに進めるに越したことはありません。

(3)相続人に未成年者や意思能力の欠如している人がいる場合について

相続人の中に未成年者がいる場合は、親権者が代理して遺産分割協議をおこないます。

もし、親権者も相続人であるなら利益相反となり、家庭裁判所で特別代理人を選任してもらう必要 があります。

また、成人であっても自分で意思が表明できないときは、遺産分割協議はできません。 このような場合は、家庭裁判所に成年後見の申立をして、後見人を選任して遺産分割協議を行う ことになります。

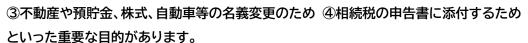
遺産分割協議について―その2(2016.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

前回お話ししたように、相続人全員での協議により、被相続人の遺産についての話がまとまれば遺産分割協議書を作成します。

遺産分割協議書を作成するのは

- ①相続人全員の合意内容を明確にするため
- ②正確な記録を残して、あとで無用なトラブルが起きないようにするため



遺産分割協議書については形式や書式に特に決まったルールはありません。

縦書きでも横書きでもよく、もちろんワープロで印字しても構いません。

しかしトラブルを避けるため、相続人の住所と氏名は、相続人自身による手書きがよいと思いま す。

又、不動産や預貯金等の名義変更については、実印を押印して印鑑証明書を添付する必要があります。



いずれにしても、遺産分割協議書の作成については、事前に弁護士等の専門職に相談しておくことをお勧めします。

遺産分割協議について―その3(2016.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

相続人全員で遺産分割協議がまとまれば遺産分割協議書を作成することを前回お話ししました。

しかしながら、どうしても相続人全員での合意がまとまらなければ、家庭 裁判所に遺産分割調停を申立をすることになります。



今回は遺産分割調停についてお話しします。

1 申立人

共同相続人、包括受遺者、相続分譲受人

尚、共同相続人の1人が申立人となると他の相続人全員が相手方となります。

即ち、申立人、相手方のいずれにしろ、相続人全員が遺産分割調停に参加している必要があります。

2 申立先

相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意できる家庭裁判所。

たとえば、被相続人が東京で死亡したとしても、相手方(他の相続人)が神戸市に居住していれば、 神戸家庭裁判所が管轄地となります。

3 申立てに必要な資料

申立書のみならず、被相続人の除籍謄本(被相続人の出生から死亡までのすべての謄本類)、相続 人全員の戸籍謄本、遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯 金通帳の写し、有価証券等の写し等)が必要です。

このように、遺産分割調停はそろえる資料からしてたくさんあることから、専門家に相談、依頼することが必要となる場合が多いと思います。

夫婦・男女の法律問題―その1(2016.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から、夫婦・男女の法律問題についてお話したく思います。 しかしながら、夫婦、男女の法律問題といっても多岐にわたります ので、まずは結婚にまつわるお話しからします。



- 1. 結婚の実質的な要件は次の通りです。
- ① 婚姻適齢に達していること 男は満18才、女は満16歳
- ② 重婚でないこと妻ある男や夫ある女が重ねて結婚することはできません
- ③ 一定の近親者でないこと

直系血族(親子、祖父母、養親と養子)、三親等以内の傍系血族(兄弟姉妹、伯父伯母、甥、 姪)、直系姻族(配偶者の祖父母、父母、養親子関係も同様)の結婚は認められません。

④ 未成年の婚姻については父母の同意があること 結婚は法律行為ですから未成年者が法律行為をするには法定代理人(父母の同意)が必要です。 父母両方が反対すれば法律的に成立しませんが、何れかの一方が同意すれば有効です。

- 2. 結婚の形式的な要件は以下の通りです。
- ① 戸籍の届出

結婚は、戸籍法により届け出をすることにより効力を生じます。 挙式だけでは法律上での結婚している男女とは認められません。

3. 内縁関係とは以下の通りです

内縁関係とは、社会的事実として夫婦関係が存在するも婚姻の届け出がなされていない準婚姻関係のことを言います。

内縁関係を成立させる男女間の合意と、実質として夫婦共同生活の存在が必要です。

内縁関係は届け出がない事以外は法律上の夫婦とは差異はありません。

法律は準婚関係として民法による婚姻の規定を類推適用しており、特別の合意がない限り法律上 の夫婦同様

但し、届け出がないことにより内縁関係では配偶者の相続人となれず、内縁の子は嫡出子(法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子)とはなりません。

夫婦・男女の法律問題―その2(2016.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1 今回は、離婚についてお話しします。離婚とは夫婦が法律上(戸籍上)成立している婚姻関係を将来に向かって解消することを言います。 内縁関係(事実婚といいます)の解消は法律上(戸籍上)の婚姻が成立していないので離婚にはなりません。



最近の日本では3組に1組は離婚しているという統計が出ているようで、事務所でも離婚事件を多く扱っています。

- 2 日本の民法で定める法定離婚原因は以下の通りです。
- ① 配偶者に不貞行為があった時
- 尚、不貞行為をおこなった配偶者(有責配偶者)からの離婚請求は特段の事由がなければ認められません。
- ② 配偶者から悪意で遺棄されたとき

夫婦の同居、扶助義務を果たさないのが「遺棄」で、「悪意」とは遺棄すればうまくやっていけなくなることが分かっているだけではなく、そうなっても構わないという不誠実な心理、態度をいいます。

- ③ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- ④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
- ⑤ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき
- この内容は広く特定はされておらず「性格の不一致」「信仰の違い」「暴言や暴力」「配偶者の親族からのイジメ」「相当期間の別居」など色々な場合が考えられます。
- 3 また、当事者間の協議による離婚(協議離婚)が整わない場合、いきなり離婚訴訟を提起する ことはできません。

離婚訴訟の前に家庭裁判所に離婚調停を申立てる必要があります(調停前置主義)。

夫婦・男女の法律問題―その3(2016.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、男女間のトラブルについてお話しします。

夫婦は、互いに相手方に貞操を求める権利を持っています。

よって、夫婦の一方が他の男女と不倫すれば、夫婦の他方の持っているこの権利を侵害することになることから、民法上の不法行為に基づ く損害賠償請求が可能といえます。

ただ、この場合の損害というのは、不倫による精神的苦痛あるいは不 倫が原因で、夫婦関係が壊れたことによる精神的苦痛をいいます。



この賠償額については、法律上定めがなく、個々のケースで判断されます。

因みに、不倫が明らかになった場合、すでに夫婦関係が壊れていた場合などは、賠償額は認められない、または認められたとしても相当低い金額になると思います。

また、不倫が明らかになった後に夫婦が離婚してしまった場合と、そうでない場合とでは、賠償額 に差があるのが通常です。

男女間のトラブルについては、当事者間だけで解決をはかるとすると、高額な賠償額を請求されるケースが多いので、過大と思われる請求の場合には、弁護士に相談して解決した方が良いと思われます。

夫婦・男女の法律問題―その4(2016.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、親子の法律問題についてお話しします。

法律上の婚姻関係にある男女(夫婦)から生まれた子は嫡出子(ちゃくしゅつし)といいます。

これに対し、婚姻関係にない男女間に生まれた子は非嫡出子(ひちゃくしゅ



つし)といいます。

尚、子が出生時、男女が法律婚をしていなくても、その後、法律婚をすれば、嫡出子となります。 また、法定親子関係である養子は、法律上の血縁関係が擬制され、縁組の日から嫡出子の身分を 取得します。

嫡出子と非嫡出子とを比較すると、法律上において一定の差異が認められます。

1. 父子関係の成立

嫡出子は母の夫が父であると推定されますが、非嫡出子の父子関係は父の認知によって成立します。

2. 親権

嫡出子の親権は父母共同で行ないますが、非嫡出子の親権は母が単独で行います。 ただし、父が認知し、父母の協議によって父を親権者と定めることもできます。

3. 氏

嫡出子は父母の氏を称することとなりますが、非嫡出子は母の氏を称することとなります。

尚、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は、最高裁判所で違憲と判断されており、平成25年9月5日以降に開始した相続については、嫡出子、非嫡出子を平等の法定相続分として取り扱うことになっています。

夫婦・男女の法律問題―その5(2016.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、扶養についてお話しします。

扶養とは、「自力で生活できない者の面倒をみ、養うこと」を意味します。 扶養は色々な局面で問題となりますが、民法では、扶養義務者として以 下のことを規定しています。

即ち、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」、特別の

事情がある場合は「家庭裁判所は三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」としています。

直系血族とは、家系図で自分の真上と真下にくる関係をいいます。つまり、親や祖父毎、自分の子、自分の孫がこの関係にあたります。

対して、兄弟姉妹は横の関係で、叔父や叔母、姪や甥は斜め下の関係になります。

父や母、祖父母、兄や姉もいるとなると、扶養する者が数人ある場合に該当します。

この場合は、誰が援助するのか、また、皆で少しずつ援助するのかなど話し合いをして、扶養義務を果たすこととなります。話し合いがまとまらなければ、 家庭裁判所のお世話になるしかありません。

しかし、直系血族や兄弟姉妹が自分たちの生活で手一杯で、誰も他の家族の扶養などできないということもあります。

あるいは、直系血族や兄弟姉妹が雅もいないという人もいるでしょう。

そんな時に「三親等内の親族間」の出番となります。因みに、三親等内の親族とは、叔父や叔母と自 分の関係です。

この場合も、話し合いをし、まとまらなければ、家廷裁判所の芦話になることとなります。

夫婦・男女の法律問題―その6(2016.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. 今回は、夫婦別姓についてお話しします。

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方 が必ず氏を改めなければなりません。

夫婦別姓とは、夫婦が結婚後もそれぞれの姓を名乗ることを意味します。



しかしながら、婚姻届を提出して受理されるには、どちらか一方の姓を名乗らなくてはならないため、現在の夫婦

別姓の現状は以下の通りとなります。

① 事実婚タイプ

婚姻届を出さずに一緒に暮らすという手段をとっている場合

② 一時的に結婚届タイプ

必要なとき一時だけ婚姻届を出して、再度(手続き上)離婚するという手段をとっているタイプ

③ 通称タイプ(婚姻届は提出)

婚姻届は出すも、通称で旧姓を使用するという手段をとっている場合

2. 夫婦別姓については、訴訟も提起されています。

即ち、夫婦別姓を認めない民法の規定は、日本国憲法が保障する「婚姻の自由」を侵害しているなどとして、5人の男女が日本国政府に損害賠償を求めた裁判では、最高裁判所大法廷は、2015年

(平成27年)12月16日に夫婦別姓を認めない民法の規定を合憲とする判断を下しました。 このとき、15人の大法廷裁判官3名を含む5人の裁判官が「違憲である」との反対意見を表明しま した。

夫婦別姓については世論の動向が大きく影響を及ぼしています。

因みに、年配の世代は反対派が多数で、若い世代は夫婦別姓の賛成派が多数のようです。

将来、夫婦別姓を違憲とする判決が最高裁で下されるか、それとも国会で民法が改正され、夫婦 別姓が認められる日が来ることが十二分に予想されます。

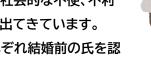
夫婦・男女の法律問題―その7(2017.1)

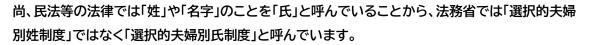
神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. 今回も、前回に引き続き、夫婦別姓についてお話しします。 現在の民法のもとでは、結婚に際し、男性又は女性のいずれか一方 が、必ず氏を改めなければなりません。

ところで、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便、不利 益等を背景に夫婦別姓を認めるべきとの意見が出てきています。 これは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦それぞれ結婚前の氏を認

める制度です。





2. これに対し、「例外的夫婦別氏制度」と呼ばれるものもあります。

夫婦は同じ氏を名乗るという現在の制度を原則としつつ、例外的に夫婦が結婚後にそれぞれの結 婚前の氏を名乗ることを認めるという考え方ですが、例外的夫婦別氏制度といっても様々な タイプのものが考えられます。

3. 別氏夫婦を認めたときには、子どもの氏がどうなるのが気になります。

これについても、いろいろな考え方がありますが、平成8年の法制審議会の答申では、婚姻の際 に、あらかじめ子どもが名乗るべき氏を決めておくという考え方が採用されており、子どもが複 数いるときは、子ども全員同じ氏を名乗ることとされています。

又、いったん決まった氏を変更するには、上記法制審議会の答申では、子どもの氏を変更するため には特別の事情の存在と家庭裁判所の許可が必要とされています。

また、子どもが成人に達した後は、特別の事情がなくても、家庭裁判所の許可を得れば、氏を変更 することができるとされています。

4. 選択的夫婦別氏制度が導入された場合、導入する前に結婚した夫婦については、上記法制審議会の答申では、一定期間内に戸籍法の定める手続に従って届け出る等の要件を満たすことにより、別氏夫婦になることができるとされています。

夫婦・男女の法律問題―その8(2017.2)

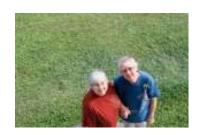
西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も、夫婦別姓についての世界の状況についてお話しします。

① 西ヨーロッパ

イギリス

不当な目的でない限りで自由に氏を選択できるとなっていますが、 妻が夫の氏を称するのが通例のようです。



フランス

婚姻によって姓が強制的に変わるという規定はなく、妻には夫の姓を名乗る選択肢が与えられています。

ドイツ

夫婦の姓を定めない場合は別姓になるという形で選択的夫婦別姓となっています。

イタリア

別姓および結合姓が認められています。

② 南北アメリカ・オセアニア

アメリカ合衆国

洲ごとに制度が分かれているが、別姓の他にミドルネームなどの選択肢が与えられている例があります。

オーストラリア

別姓、結合姓、同姓いずれも可能となっています。

ニュージーランド

別姓、結合姓、同姓いずれも可能となっています。

③ 東ヨーロッパ

ロシア

同姓、別姓、結合姓が選択できるとなっています。

4 中東

トルコ

女性の複合姓も認められています。

⑤ 東アジア

中華人民共和国

自己の姓名を使用する権利が認められ、夫婦双方が自己の姓名を用いることができるとされています。

中華民国

別姓を選択できるとされています。

韓国

各自の氏を称するとされています。子は、父母が婚姻届出の時に協議した場合には母の姓に従う こともできるようになっています。

⑥ 南アジア

インド

ヒンズー教徒は夫婦別姓とするとされているが、氏名を自由に変更することが可能で、結婚時の 姓に関する厳密な法律的規定は存在しません。

タイ

夫婦の姓はいずれの姓を選ぶこともでき、別姓を選ぶことも可能となっています。

フィリピン

結婚時に女性側は、自分の姓を用い続け、相手の姓をミドルネームとして加えるか、相手方のフルネームに mrs をつけるかを選ぶことが可能とされていましたが、裁判所は女性の権利を守る観点から、これに加えて相手の姓を用いず自分の姓のみを用い続けることも可能としています。



インターネットをめぐる諸問題―その1(2017.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. 今回から、インターネットという新しい社会空間(仮想社会)から発生する諸問題について述べたいと思います。

まずは、ネット犯罪について考えてみましょう。ネット犯罪の種類(トラブル)は、およそ以下の内容 に分類されます。

(1)ウイルス、ハッキング

コンピューターウイルスとは、意図的に他人のコンピューターの内部で悪さをするプログラムのことで、一度感染するとパスワードを読み取ったり、コンピューターが動かなくなったりします。

(2)脅迫、ストーカー

インターネットで自分の連絡先を教えてしまったことにより、脅されることがあります。

(3)ネット取引詐欺

ネットオークションなどで、見知らぬ人の信用の低い取引を通じてすることがあります。

(4)業務妨害、犯罪予告

誰でも自由な書き込み可能な掲示板を使って、犯行予告の書き込みや、特定の団体に対して混乱させる内容の書き込みをすることがあります。

(5)成りすまし

パスワードを盗んで、勝手に他人の会員情報の改ざんや、その会員に成りすました行為をおこなう ことがあります。

(6)名誉棄損、風評被害

意図的に、特定の人物についてのうわさやら、その情報をネットに発信して本人の社会活動を妨害することがあります。

インターネットをめぐる諸問題―その2(2017.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. インターネットは誰でも気軽にアクセスできますが、ルールを守ることが必要です。

ネットは楽しいものであると同時に怖いものでもあります。なぜなら、 誰でも被害者になる可能性があると同時に知らず知らずのうちに加害 者にもなり得るものなのです。



2. インターネットは個人レベルで発信するとはいえ、またたく間に世界に発信されてしまいます。 問題となる内容のメッセージを発信した後で「知らなかった。大丈夫だと思った。」と釈明しても責 任が軽減されるわけではありません。 3. 個人が発信するインターネット上の犯罪としては、名誉棄損罪、侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害 罪、著作権侵害などが考えられます。

因みに、侮辱罪とは、バカ、キモい、頭悪い、ブス、ハゲ野郎、気色悪いなど、相手を貶めると発言は 全ての対象になります。

名誉棄損と侮辱は似ているようで違います。具体的に悪口を言った場合は名誉棄損となり、漠然 とバカにする場合は侮辱になります。

著作権は、音楽や文章、映像や画像ブログの記事やプログラムまで、あらゆる著作物の作者に求められる権利です。

著作者は、著作物のコピーや改変、類似品の政策を許諾したり、逆にそれを禁止したり拒否したり する権利が認められています。従って、個人が無断で著作物のコピーや改変等すれば著作物の侵 害を問われることになります。

インターネットをめぐる諸問題―その3(2017.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 1. インターネットをめぐるさまざまなトラブルについて、以下の通りの方法 で対処するのがいいでしょう。
- ① 有料の認識がないまま、サイトに進んだところ、料金の請求画面が表示 された。法的に支払い義務が発生しているとは思えず、あわてて連絡した りしてはいけません。
- ② 訴訟記録がマイナンバーに登録されるという電子メールが届いた。 そもそも、訴訟記録がマイナンバーに登録されるなどは法的にあり得ず、連絡をとったりせずに無 視すること。
- ①や②の請求には絶対に応じないことです。
- ③ インターネットショッピングで物品を購入したが、届いてから箱をあけてみ たら、イメージと 異なっているものであった。クーリングオフはできるか。

通信販売は、特定商取引法上のクーリングオフの規定がないため、クーリングオフはできません。 ウェブサイト上に表示されている返品の可否や返品可能な場合の条件(返品特約)を確認する必要 があります。

いずれにしても、困ったことが起こった場合、国民生活センター(消費者ホットライン188(局番なし))や都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口(兵庫県は 078-341-7441(代表))に連絡しましょう。

近隣トラブル―その1(2017.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

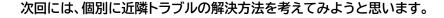
今回からは近隣トラブルについて考えてみたいと思います。 近隣トラブルとして考えられるのは、騒音・振動、土地の境界線、ペットトラブル、日照権、悪臭、マンション、プライベート侵害等さまざまです。



これらの近隣トラブルについて、民法では、相隣関係「そうりんかんけい」と法律用語を用いて相隣関係を律する規定を定めています。 即ち、民法が定めているのは、

- ① 隣地使用権(209条)
- ② 囲繞地通行権(215条~222条)
- ③ 水流に関する権利(215条~222条)
- ④ 囲障境界設置権(223条~232条)
- ⑤ 竹木切除権(233条)
- ⑥ 境界線隣接地帯に関する権利(234条~238条)

ところで、民法は明治29年に制定されたもので、近隣トラブルも上記の 民法の相隣関係の条文で対応できない問題が多々出てきています。





近隣トラブル — その2(2017.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、騒音について考えてみたいと思います。

1. 騒音は典型七公害の1つとされており、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものです。 騒音は、一般的には不快で好ましくない音をいうが、主観的な面があることは否めないと考えられ ています。

例えば、ピアノ音について、主観的に不快と感じる人もいますが、そうでない人がいることも事実 です。 2. ところが、日常生活を送るにおいて騒音を避けることができないことから、ある程度の騒音は受忍(じゅにん)すべきものとされています。

ところで、どの程度の被害が受忍の限界であるかの判定は非常に難しく、あまりにこれを広く解することは被害者救済の観点から問題があると言われています。

3. 工場又は事業場に設置されている施設からの著しい騒音については条例で規制されていますが、住宅街などでの人の声等の騒音については条例での規制がある都市は必ずしも多くなく、神戸市にも条例はありません。

しかしながら、横浜市では「生活環境の保全に関する条例」で騒音規制しており、これによれば、住 居専域での午前8時から午後6時までの騒音を50デジベル以内を基準とするとしています。

近隣トラブル — その3(2017.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は日照権(にっしょうけん)について述べたいと思います。

日照権とは、建築物の日当たりを確保する権利のことを意味します。 因みに、日照権は法律の条文には明記されていませんが、多くの判例で 認められています。具体的な状況によって「日照権が侵害されている」と 認められれば、建物が「侵害行為」として違法となり、建物自体の差し止 めの請求や損害賠償請求が可能となります。



どの程度日当たりが悪くなったら建築差し止めや損害賠償請求ができるかの基準として受任限度論という考えが実務上採用されています。即ち、隣地にわずかでも日陰ができたら直ちに違法ということにはなりません。

最高裁判所(昭和47年6月27日)は、受任限度論として「権利の制限の程度が社会生活上一般に 受任すべき限度を超えた場合に違法となる」としています。簡単に言えば、常識を超えた場合に違 法となるというものです。

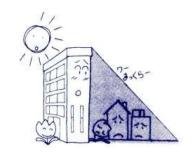
次回にその基準や日照権侵害の解決手段について述べていきたいと思います。

近隣トラブル — その4(2017.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も、日照権について、その基準や日照権侵害の解決手段について 述べたいと思います。

建築基準法では、日照の確保等により周辺の居住環境を保護するため、斜線制限や日影規制などによって建築物の高さを制限しています。



① 斜線制限

斜線制限は、採光や通風に支障をきたさないように建築物の各部分の高さを規制するのです。

② 日影規制

日影規制は、対象地域内に中高層建物を建築する場合に、その敷地外に及ぼす日影時間を一定時間以下に規制するものです。

ところで、斜線制限や日影規制等の基準は当該建築物の属する用途地域によって異なります。 因みに、経済の利便性を優先する商業地域や工業地域では、住居専用途地域よりも、日照を保護 する必要性が比較的小さいと考えられており、例えば、日影規制は商業地域や工業地域等には適 用されません。

自分の住んでいる地域が、どの地域区分に該当するかは、地方公共団体の都市計画課等に問い合わせて確認して下さい。

尚、建築物が斜線制限や日照規制に適合していても、日照権の侵害が違法だと認められる場合も あります。

次回は、そのことについて述べたいと思います。

近隣トラブル — その5(2017.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も、日照権についてお話しします。

前回、斜線規制、日影規制に該当するかどうかが日照権侵害に該 当するか否かのポイントであるとお話ししました。

しかしながら、斜線規制や日影規制も形式的、画一的に決められ ているものであり、個々具体的な日照阻害を規制するものではあ りません。

そのため、日影規制に該当しない建物でも、被害者が受ける不利

益が社会生活上の我慢(受任限度)を超えていた場合は、建築者に対する工事の差し止めや、損害 賠償が認められる場合があります。

因みに、受任限度を判断する要素としては、以下のことが重要です。

- ① 加害、被害回避の可能性(加害建物側、被害建物側で日照被害を少なくする手段があるかどうか、具体的には代替手段、つまり計画変更が具体的に可能かどうか)
- ② 加害、被害建物の用途

加害建物が公共的な建物であれば建設の必要性は高い。被害建物に太陽光パネルが設置してある 場合は日照権確保の必要性が高い

③ 加害建物と被害建物の先後関係

被害建物がすでに築造されていて良好な日照を享受している場合は日照確保必要性が高い。

④ 加害建物建築に至る交渉経過

加害側が被害側に事前に説明していたり、双方で意見交換を行うなど相手方への配慮をおこなっ ているかどうか

近隣トラブル — その6(2017.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、私道について考えてみたいと思います。

道路には私道と公道があります。どちらも一般的に道路と呼んでいますが、公道は、文字どおり公(おおやけ)の道路で、だれもが通行できる天下の道です。公道は、国や地方公共団体によって管理されており、修理や拡幅、付け替えといった工事もここが計画し、業者が請け負って行います。

一方、私道は、個人や企業団体が自らの所有地の一部または全部を道路として使っているものです。従って、管理も基本的に個人や企業、団体が行います。

ところで、不動産の売買広告の中には「私道負担あり」などという文字が記載されています。これ



は、あなたが土地または土地付き建物をお買いになった場合、あなたの敷地の一部〇〇㎡が、あなたの負担部分として道路に提供する事になりますという意味となります。因みに、行き止まりの道路のある分譲地の殆どが私道負担となっています。こういった道路は私道でありながら公道扱いとなります。何故なら、公道、つまり道路として認められないと、建物が建てられないからです。このように、公道として認めてもらうことを「位置指定道路」と呼んでいます。因みに、建築基準法第43条1項では、建築物の敷地は、原則として道路に2m以上接しなければならないとされています。

ところで、このようなケースではトラブルが起きやすいことが言われています。次回はそのことに ついてお話します。

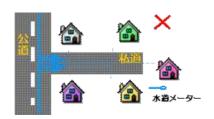
近隣トラブル - その7(2017.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も私道についてのお話をします。

私道について、近隣トラブルをもとに敢えて2種類に分けて考えてみたいと思います。

即ち、土地分譲により新規に私道(位置指定道路)を入れた物件 を購入する場合と昔からある住宅内の私道に接する空き地を 購入して新築戸建を建てる場合があります。



前者の場合、売主である分譲会社がすべての私道の権利を持っていることから、分譲地の数に応じて均等に位置道路指定の持分を買主に譲渡することになるのが一般であり、トラブルは殆どないと思います。

これに対し、後者の昔からある住宅内にある私道で新築戸建を建てる場合、以下の問題でトラブルが発生する可能性があります。

①上下水、ガスを引き込むための堀削承諾の問題

ガスやライフラインを引き直しするに際し、他人が権利を持っている道路を掘らせてもらう必要 があるので、私道を持っている人全員に堀削する許可をもらう必要があります。

②私道内に車を駐車して道路を占有している場合

私道内に車を停めっぱなしにする者がおり、その場合私道は道路交通法が使えないので違反駐車 とはなりません。 私道内に車を長時間停められてしまうと、車などで通行できない状態となってしまいます。 特に私道の持分が無い方が土地を購入する場合はここを念入りに確認する必要があります。

③私道のアスファルト舗装にヒビが入った場合

私道を舗装し直す場合は、基本的に持分の方全員の費用負担で舗装し直します。

近隣トラブル ― その8(2018.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から空き家問題についてのお話をします。

空き家の原因は、人口減少や介護施設の利用増加等々さま ざまな原因が絡み合っているところ、今日深刻な社会問題 となってきています。



空き家問題は田舎だけではなく都会でも発生しています。

少し古い統計ですが、平成25年において、全国の空き家数は820万戸、空き家率が13.5%となっています。

空き家については、所詮は他人の家ですし、自分には関係がないと思うかもしれません。 しかしながら、以下に述べる通り空き家がもたらすマイナス影響が考えられます。

① 周辺への悪影響

空き家は次第に崩れ、倒壊の危険が増えたりします。また、人がいないと害虫等の温床になりやす くなります。

即ち、空き家を放置すると近所迷惑になりやすい要素が多く、地域によっては景観上の問題にも 発展します。

② 犯罪の増加

最近、空き家への放火のニュースが取り上げられたりしており、周辺の治安に影響を及ぼすことが 考えられます。

③ 住宅市場の需要バランス悪化

人口減少と世帯数減少が始まって住宅が減らなければ、空き家が増えすぎて、住宅の資産価値が 下がっていくことになることが予想されます。

次回は空き家問題についての国等の取り組みについてお話しします。

近隣トラブル — その9(2018.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も空き家問題についてお話しします。

空き家問題に直面するのは空き家がある地域の自治体と住民です。自治体においても、問題が大きい空き家の対策はしてきました。しかし、厳しい地方財政では効果的な空き家対策は進まなかったこともあり、2015年5月26日から空き家対策特別措置法が施行されることとなりました。この法律では、特に危険度が高い空き家を「特定空家等」と定義し、行政の介入による対策に法的根拠を持たせています。空き家が「特定空家等」に指定されてしまうと、所有者は自己負担で早急に改善しなければ行政からの強制対処(除去等)を求められることとなり、土地の固定資産税に対する特例措置も外されて税負担が増す(最大約6倍)ことになります。

空き家対策特別措置法は、あくまでも所有者の自発的な空き家対策を促し、解決させようとするものですが、対策を講じない所有者も想定した規定も盛り込まれているものです。

次回は、空き家問題をめぐる自治体の条例や解体費用の補助についてご説明します。

近隣トラブル — その10(2018.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、空き家をめぐる役所や国の取り組みについてご説明します。 神戸市においては、平成28年6月28日「神戸市空家空地対策の推進 に関する条例」を公布し、同年10月10日に全面施行しました。 そして、神戸市はすまいるネットの中に「空き家活用相談窓口」を創設 し、使われていない空き家の活用、管理、売却などでお悩みの方々の 相談に応じています。



因みに、平成29年2月22日、神戸市内の空き家住宅は約10万8千戸(全住宅の13.1%)あり、このうち4分の1(約2万8千戸)が腐朽、破損がないにも関わらず、この使える空き家の有効活用が課題となっているとします。

国においては、空き家の発生を抑制するための特例措置としては、空き家の譲渡所得につき300 0万円の特別控除を認めています。詳細は神戸税務署(078-391-7161)など管轄の税務署に お問合せ下さい。

個人情報保護法―その1(2018.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から個人情報保護法についてお話しします。

個人情報保護法は、個人情報の適切な取り扱いと保護について定めた法律です。平成15年5月に成立し、2年の準備期間を経て平成17年4月に施行されました。 その後、平成27年9月に改正法が公布され、平成28年5月1日に全面施行されました。



この改正により、ほとんどの会社・個人事業主が個人情報取扱事業者に該当し、同法の規制を受けることとなりました。

就きましては、まず個人情報の定義から説明します。

平成17年施行法では「個人情報」とは生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされていました。ところが、改正法においては「個人識別符号」という新しい言葉が加わりました。これは直接的に氏名や住所等の個人情報を表さなくても、その情報単体で個人を特定できる情報を意味します。即ち、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の動き、手指の静脈、掌紋)やサービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等の公的番号)が該当します。

個人情報保護法 — その2(2018.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

前回は、個人情報保護法(以下、法といいます)における「個人情報」について説明しました。今回は、個人情報を取り扱う「個人情報取扱事業者」について説明します。

法では「個人情報取扱事業者」の義務等について定められています。 ここで、「個人情報取扱事業者」とは「個人情報データベース等を事業の用 に供している者」をいいます。



「個人情報データベース等」とは「個人情報を含む情報の集合物」で「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」、「容易に検索することができるように体系的に構成したもの」をいいます。

即ち、顧客等の個人情報をパソコンで管理する場合のデータはこれに当たりますし、取引先の担当 者の名刺を名刺フォルダに整理して検索するのもこれにあたります。

一般的に、事業を行うに際して顧客名簿を全く持っていない、名刺も整理していないということは考えにくく、したがって、ほぼすべての事業者が「個人情報取扱事業者」となります。

なお、改正前は、保有している個人情報が5000人に満たない小規模事業者は、法の適用外とされていましたが、この規定は撤廃されましたので、前述のようにほぼすべての事業者が適用の対象となりました。

個人情報保護法 — その3(2018.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も、個人情報保護法についてお話しします。

その1において、平成27年9月の改正法により、ほとんどの会社、 個人事業主が個人情報取扱事業者に該当し、同法の規制を受ける とお話ししました。

就きましては、個人情報取扱事業者の個人情報の取得、利用、保 管、本人からの開示請求等の場面においての義務について簡単に 説明します。



(1)取得、利用についての義務

- ・利用目的をできる限り特定(法第15条1項)、その範囲内で利用する(法第16条1項)
- ・利用目的の変更は、利用目的と関連性を有する合理的に認められる範囲でのみ可能

(法第15条2項)

- ・本人から直接書面に記載された個人情報を取得する際には利用目的を明示することが必要 (法第18条2項)
- ・要配慮個人情報(人権、信条、病気、犯罪の経歴等)の取得には本人の同意が必要 (法第17条2項)

(2)保管に関する義務

- ・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務(法第20条)
- ・従業者(法21条)、委託先(法22条)を監督する義務。

次回に(3)提供に関する規制、(4)本人からの開示請求に関する規制等についてお話しします。

個人情報保護法 — その4(2018.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

前回に引き続き、個人情報保護法の個人情報取扱事業者の義務についてお話しします。

(3)提供に関する規制

- ・第三者への提供は原則として予め本人の同意を得ることが必要となっています(法23条1項)
- ・第三者に提供した場合(法25条1項1一定の事項(受領者の 氏名等)の記録を作成することが必要とされています。
- ・第三者から提供を受けるに際しては、提供者の氏名、取得経緯等を確認し、受領年月日、確認した事項の記録を作成することが必要とされています(法26条1.3項)



(4)本人からの開示請求に関する規則

保有個人データ(法2条7項)につき、

- ・本人からの請求に応じて、個人情報を開示(法28条)、訂正(法29条)、利用停止等(法30条)する義務が定められています。
- ・個人情報取扱事業者の名称、利用目的、請求手続きの方法、苦情の申出先等につき、本人の知り うる状況に置く義務が定められています(法27条)
- ・苦情への適切、迅速な処理義務を定められています(法35条)

民法大改正—その1 (2018.8)

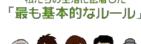
西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から、民法の改正についてお話しします。

まずは、2017年6月の改正についてです。

2017年6月、民法の契約に関するルールを大幅に見直す、民法改正法が成立しました(6月20日公布。施行は公布から3年以内となっています。以下、「改正法」といいます)。





改正には大きく2つ目的があります。

1つは、「ルールの現在化」です。現行法の契約に関する規定の多くは約

120年前(1896年)に制定されたときのままの内容でした。しかし、この120年の間に、契約を取り巻く社会経済の状況は大きく変化しました。

2つは、民法を国民に分かりやすいものにすることであり、「ルールの明確化」と表現することができます。もともと、約120年前に制定された現行法は、専門家向けで分かりにくいところがありました。しかも、制定後120年の間に、判例等解釈を通して形成してきた多くのルールの蓄積がありますが、それは条文からは分かりにくいものになっていました。

そこで、今回の改正で確立した法源や判例のルールについては、できるだけこれを明文化し、それ によってルールの明確化を図ろうとしたものです。

次回から、個々の内容についてご説明します。

民法大改正 — その2(2018.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

民法の改正についての概要のポイントの1つに約款規定の新設があげられます。 事業者は、多くの契約において、取引条件をあらかじめ定めた「約款」を用いて います。

例えば、ホテルに宿泊する場合には、そのホテルに宿泊約款、電気やガスの供給 についてはそれに関する約款、電車やバスに乗る際については旅客運送約款 等々、列挙にいとまはありません。

このような場合、多数の相手との取引を画一的に処理するために約款を用いる



ことに一定の合理性が存在します。

しかしながら、消費者の立場においては、約款の存在や内容について十分な認識をせずに契約を し、後に問題が生じた時に、自己に不利な内容の約款条項の存在を知らされて驚くというトラブル も見受けられました。

そこで、今回の改正で、約款に関する3か条の規定を民法に設けました(改正法548条の2~548条の4)。

そこでは、まず、「定型約款」という概念を設け、定型約款が契約の内容となるための要件、定型約款の内容の表示(開示)に関するルール、不当条項、不意打ち条項規制に関するルール、約款を相手方との合意なく変更するための要件などを定めました。

次回に、「定型約款」についてさらに詳しく説明します。

民法大改正 - その3(2018.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は「定型約款」について説明します。

民法で規定された「定型約款」とは、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引。
- ②その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なもの。
- ③契約の内容とすることを目的としてその特定の者より準備された条項の総体。



尚、「定型約款」についても規制があり、条項記載すれば何でも有効というわけではありません。 即ち、相手側の権利を制限し、または相手側の義務を加重する条項で、その定型取引の態様及びそ の実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手側の利益を一方的に害するもの については、合意しなかったものとみなすとされています。

さらに「定型約款」を変更するにあたっては、変更の効力発生の時期を定めたうえでその内容等を インターネットの利用その他の適切な方法によって周知しなれればその効力は生じないとされて います。

民法大改正 — その4(2018.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、売主や請負人の担保責任についてお話しします。

購入した商品に契約に反する不具合があったとか、又建設会社に住宅の 建築を注文したけれども、その建物に契約に反する不具合あったなどの 売買や請負において引き渡された物が契約で予定された品質や性能を 欠いている場合(契約不適合)、売主や請負人に対してどのような請求を すればよいか、問題となります。



ところで、これまでの法律の規定では、どのような場合に契約を解除できるかとか、どのような場合に損害賠償請求のほか、修理や交換、値引き(減額)などできるかは必ずしも明確ではありませんでした。

今回の民法改正により規定を整理し、追完請求権、代金減額請求権、解除権、損害賠償請求権をその要件を含め明文化して担保責任を請求しやすいようにしました(改正法 562ないし564条.559条)。

相続法の改正―その1(2018.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

最近、新聞、雑誌でも大きく取り上げられていますが、平成30年7月 13日相続法が約40年ぶりに大きく改正されました。そして、施行は 1年以内となっています(例外あり)ので、もうすぐ実際に運用される こととなります。今回の、改正点は大きく以下の4つであると言われ ています。



- 1 配偶者居住権の創設
- 2 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に
- 3 法務局で自筆による遺言書が保管可能に
- 4 被相続人の介護や看護で貢献した親族は金銭請求が可能に

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に終身又は 一定期間その建物を無償で使用することができる権利を意味します。

これは、建物についての権利を「負担付の所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することにしたものです。

この配偶者居住権の創設は、配偶者の居住の確保と預貯金その他の財産について配偶者の取り分を増やすことを目的とするものです。

その具体的事例は次回に説明します。

相続法の改正 — その2(2019.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

配偶者居住権について、具体的に説明します。

夫が亡くなり、相続人が、妻と子供1人で、遺産は自宅(2000万円) と預貯金(3000万円)とします。

この場合、法定相続分割合は、妻と子供が1対1なので、仮に、妻が自宅(2000万円)を単独取得すると預貯金は500万円しか受け取れません。



円満な、親子関係であれば、心配ないのですが、そうでない場合等、

自宅と預貯金を折半すると子供に自宅の2分の1の権利が発生するため妻が自宅で安心して居住できなくなる恐れがあります。

配偶者居住権とは、妻が自宅で居住している場合、配偶者居住権(1000万円)と負担付所有権(1000万円)に分けて、妻に配偶者居住権、子供に負担付所有権とし、妻に安心して自宅に居住する権利を与えるものです。

のみならず、妻が配偶者居住権を取得しても、預貯金(3000万円)については、その2分の1の15 00万円を妻に取得することを認めるものです。

相続法の改正 — その3(2019.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回の相続法の改正で自筆証書遺言の方式が一部緩和されました。 因みに、この事項は平成31年1月13日から施行されています。

自筆証書遺言は、被相続人(遺言者)が遺言内容全文を自筆することが必要です。

しかしながら、包括遺贈(一切の財産を妻に相続させる等)の場合は除きに、 個別に相続させる場合には、例えば、遺産が不動産の場合は単に自宅と記



載してもそれでは相続登記が出来ず、せっかく自筆証書遺言書を作成しても意味を成しません。 即ち、不動産(土地)の場合については、所在、地番、地目、地積を正確に自筆で記載しなければならず、これは被相続人(遺言者)が高齢等の場合、大変な労力を要します。又、金融機関の名前、支店名、種類、口座番号、名義の記載も同様です。

このような場合、今回の相続法の改正により相続財産については自書せずともパソコンで作成して遺言書に目録として添付するこで自筆証書遺言とすることができるようになりました。

相続法の改正 — その4(2019.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回の相続法の改正で、相続人でない親族についても、被相続人の遺産につき、特別寄与料を請求できるようになりました。

即ち、例えば、子の配偶者などは、被相続人の介護や看病をしても改正前 の法律では、相続人でないため遺産の分配にあずかれないという不公平 感がありました。

今回の改正で、相続人以外の者が被相続人に対して無償で療養看護など し、遺産の形成、又は維持に多大な貢献をしている場合、相続人に対して 金銭請求を求めることができるようになりました。



この場合、特別寄与者は、先ず相続人に特別寄与料を請求し、そこで協議が整わないとき又は協議できないときは、家庭裁判所に協議にかわる処分の申立ができることとなっています。

因みに、家庭裁判所に申立するのは、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6ケ月、 または相続開始の時から一年以内にしなければならないとされていますので注意が必要です。 尚、本法律は、平成31年7月1日から施行されます。

相続法の改正 — その5(2019.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回の相続法の改正で、自筆証書遺言の方式が緩和されたことに ついては、既にお話しました。



自筆証書遺言について、もう一つ大きな改正がありましたので次にお話しします。

改正前の相続法では、自筆証書遺言については、被相続人の死後、遅滞なく家庭裁判所に自筆証 書遺言の検認手続きの申立をすることが求められていました。自筆証書遺言の保管は、自宅や貸 金庫等が一般でした。

検認手続とは、遺言書の偽造、変造を防止する証拠保全手続きで、相続人全員に 通知して、検認 期日においては、相続人立会いのもとに、家庭裁判所が遺言書を開封すると共に遺言の方式に関 する一切の事項を調査し、検認調書を作成する手続のこととです。

この検認手続きを経ないと、せっかくの自筆証書遺言が不動産の相続登記や預貯金の解約等に生かされませんでした。

しかしながら、この検認手続き申立については、相続人全員の所在の調査、戸籍謄本類の収集等大変な時間と労力が必要でした。

今回の改正では、自筆証書遺言を遺言者の住所地、本籍、所有不動産の所在地を管轄する法務局に公的に保管してもらうことができるようになりました。この場合、検認手続きは不要となります。尚、これの改正法の施行期日は2020年7月10日となっていますが、保管にかかる費用等の詳細(政令で定める)はまだ決まっていません。

相続法の改正 — その6(2019.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回の相続法の改正で、相続預金につき一定限度まで、相続 人単独での払戻の権利行使を認める制度をもうけました。

金融機関は、被相続人の死亡の事実がわかると、口座を止めてしまいます。預貯金の払い戻しを受けようとすると、相続人全員が各金融機関の所定の用紙に署名、捺印(実印押印)して



印鑑証明書及び戸籍謄本類(被相続人の出性から死亡に至るまでのつながりがわかる戸籍謄本や 各相続人の戸籍謄本)を添付し、相続人代表者を定めて、同人から払戻等の手続きをしなければな りません。

この手続きは、諸々の理由(相続人全員の把握が困難、相続人全員での協議が困難等)により困難 を極める場合が多いです。

この手続きができる場合は、ほとんど相続人間で遺産分割協議ができている場合です。 ところで、平成28年、最高裁は、共同相続された預貯金債権は、当然に分割されず遺産分割の対 象になると判断したために、遺産分割協議成立前の預貯金つき、金融機関は相続人単独での請求には応じない態度となっていました。

しかしながら、被扶養者の生活費、葬儀費用、相続債務の返済など緊急に相続預金を払い戻す必要 が生じることがあることから、この方策の整備となり、今回の改正となったものです。

尚、相続人が単独で払い戻しを受けれる上限額は150万円となっています。

相続法の改正 — その7(2019.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回の相続法の改正で、配偶者の保護のために居住権と共に新たに 遺産分割に関する見直しの制度が設けられました。

それは、婚姻期間が20年以上の夫婦間において、生前に居住用不動産の贈与・遺贈がなされた場合に、持ち戻し免除の意思表示があったものと推定するとの規定を新たに設けたことです。



一般に、生前に夫婦間で居住用不動産の贈与が行われた場合、

各相続人の相続分を算定するにあたっては配偶者の特別受益とみなされ、持ち戻し計算が行われていました。

即ち、配偶者の生前贈与による居住用不動産の取得につき、遺産の先取りとみなすことから、それ以外での遺産の配偶者の取得分が減ることになりました。

今回の改正で、①婚姻期間20年以上②居住用不動産の贈与という要件を満たす場合には、 配偶者の生活保障・贈与者の合理的意思解釈の観点から、持ち戻し免除の意思表示があったもの と推定する規律を置くこととしたものです。

この規定により、従前は被相続人に持ち戻し免除の明確な意思表示がない場合、贈与を受けた 配偶者が、被相続人に黙示の意思表示があったことを主張・立証する必要がありましたが、新民法 では主張・立証責任が他の相続人に転換されることになりました。

弁護士保険制度について(2019.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は、弁護士保険制度について説明します。

弁護士保険制度というのは、自動車共済、傷害保険、火災保険等の特 約として売られている弁護士費用特約が付いている保険のことで、被 害の対象になる事故などを受けて弁護士に依頼する費用等が、共済 協同組合や損害保険会社から弁護士費用として支給されることです。



弁護士費用特約が付いている保険の場合は、弁護士の知り合いのいない場合でも弁護士を紹介してくれます。

そして、一般的に、弁護士費用として、1回の事故で弁護士依頼した弁護士費用や訴訟費用につき、1名ごとに300万円、法律相談費用として1名ごとに10万円を上限としています。 よって、余程の損害額の事故でなければ、弁護士に依頼したときにかかる費用はすべて弁護士特約でまかなわれ、被害者の負担はありません。

また、弁護士特約を利用しても、保険金額が上がったり、等級が下がったりしないので安心です。 よって、自動車共済等の保険に加入する場合は、是非とも弁護士特約付きの保険に加入すること をお勧めします。

弁護士保険制度について―その2(2019.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回も、弁護士保険制度について説明します。

前回、弁護士保険制度というのは、自動車共済、傷害保険、火災保険 等の特約として売られている弁護士費用特約が付いている保険のこ とであることは説明しました。

ところで、弁護士保険制度の利用につき、ご自身の保険であること はもちろんのこととして、配偶者や両親の保険であっても利用でき る場合があり、結構利用者の範囲 は広いことが多いところです。



従って、万が一、事件、事故に遭った際には、保険の約款を見るなり、保険会社 に弁護士保険の利用が可能か、問い合わせみることが必要です。

弁護士保険制度が利用できれば、プロの弁護士が相手方とすべて代理人として交渉を行ってくれ、損賠賠償額も素人が交渉するよりもより高額の賠償額を受け取れることとなる可能性が極めて高いと言えます。

例えば、交通事故の場合の慰謝料につき、保険会社は、任意保険の基準で賠償額を提示してきますが、弁護士は裁判所の基準での賠償額で交渉をすることから、任意保険の基準よりも裁判所の 基準のほうが高いため(いわゆる二重の基準)、より高額の賠償金を支払ってもらえることとなり ます。

育児休業について-1 (2019.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から、育児休業について、お話します。

育児休業とは、平成3年に施行されたいわゆる「育児・介護休業法」によって 定められた「子を養育する労働者が法律にも基づいて取得できる 休業」を言います。

育児休業とよく似た制度として、育児休暇があげられます。

育児休暇は、育児をするために、休暇を取得すること、もしくは休暇中 に育児をすることを指しています。但し、あくまでも、何らかの法的に定 められた制度ではありません。

育児休業を取れない労働者や育児休業と合わせて利用できるものとし て企業ごとに 育児休暇を定めています。

また、出産については、産休という制度があります。

これは、産前産後休業のことで、労働基準法で定められた休業期間のことを指します。

育児休業は、「育児・介護休業法」によって、定められたものであることから、一定の条件を満たせば、育児休業給付金が支給されます。

就いては、次回に育児休業取得の要件、育児休業給付制度、育児のための所定労働時間の短縮措 置等について、お話します。



育児休業についてーその2(2019.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

育児休業については、要件を満たせば、男女を問わず、また、家族の中で、子供の世話が可能な者がいても、それと関係なく取得することができます。

また、事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、これ を基本的に拒むことはできないと規定されています。

因みに、育児休業取得が認められる労働者とは、①当該事業主に引き続き1年以上雇用されている労働者、②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約が満了するものでないこと、です。



次に、育児休業の期間としては、子が1歳に達するまでの間に取得できるとしています。尚、男性労働者は、配偶者の出産日から取得は可能ですが、女性労働者は自ら出産した子については、産後休業期間が優先され、この期間は育児休業の期間に含まれません。

また、育児休業は原則として、同一の子について労働者一人につき、1 回限り行うことができますが、産後8週間を経過する日の翌日までの期間に父親が育児休業を取得した場合は、1歳到達までの間に再度父親が育児休業を取得することができます(パパ休暇)。

パパ休暇は、男性の育児休業を促進する観点から設けられたものです。

その他、育児休業給付制度等は次回にお話します。

育児休業についてーその3(2019.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

育児休業給付金とは、従業員が育児休業中に申請してもらえる給付金のことを言います。

育児休業中は、仕事に入れず、かといって会社も今までどおりに給料を支払いできないところ、生活に支障をきたさないよう国が要件を満たせば、給付金を支給するとするものです。

育児休業給付金の受給要件は以下の通りです。

① 1歳未満の子供がいること。



尚、2017年10月の改正により、延長される理由があれば2年まで延長できます。

- ② 雇用保険に加入していること
- ③ 育児休業前の2年間で、1ヶ月に11日以上働いていた月が12ヶ月以上あること。
- ④ 育児休業開始前の1ケ月の賃金の8割以上が休業期間中支払われていないこと。
- ⑤ 休業期間中に就業している日数が各1ケ月に10日以下であること。。

支給額の計算方法は、以下の通りです。

育児休業開始時賃金日額×支給日数×67% (尚、育児休業開始後6ケ月経過後は50%)。 6ケ月経過後であれば、20万円×50%=10万円。 となります。

ハラスメントについてーその1(2019.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から、ハラスメントについて、お話していきたいと思います。

ハラスメントとは、「他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく相手方を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること」を指します。

ハラスメントの種類としては、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「ジェンダー・ハラスメント」、「モラル・ハラスメント」、「キャンパス・ハラスメント」、「ドクター・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「スモーク・ハラスメント」、「セカンド・ハラスメント」、「リストラ・ハラスメント」、「コミュニティ・ハラスメント」等およそ35種類にも及ぶハラスメントが存在するとされています。

ハラスメントは閉じられた人間関係の中で、気づかない内に発生しています。 自分だけは大丈夫 と思っていませんか。ハラスメントをしてしまった人、受けてしまった人、双方の人が存在するところ、次回から個々のハラスメントの内容を通じて解説していきたいと

思います。

ハラスメントについて一その2(2020.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

略して、セクハラと呼ばれるセクシュアルハラスメントは、性的いやがらせのことです。

男性、女性を関わらず行われるものがありますが、主に男性から女性に行われるものが多いと言えます。



セクハラは大きく分けて「対価型セクハラ」と「環境型セクハラ」

に分かれます。「対価型セクハラ」は、職場や学校における立場や上下関係を利用して、下位にある者に対する言動を強要するもので、「性的な要求を受け入れれば髙評価を与える、昇進させる」、「言うことを聞かないなら辞めてもらう、異動させる」などがあります。

「環境型セクハラ」は、はっきりした不利益を伴わなくても、性的な言動を繰り返すことで働く環境を悪化させるものです。

抱きついたり、胸をさわったり、女性にお酌を強要したり、女性に対して、結婚や出産のことを訪 ねることなどもセクハラに含まれると言われています。

セクハラは、内容により、刑事事件(強制わいせつ罪、各都道府県の迷惑防止条例違反)、民事事件 (不法行為としての慰謝料請求)の対象となりますので注意が必要です。

ハラスメントについて―その3(2020.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

パワハラとは、社会的地位の優位性や立場を利用して、相手方に対して業務の適正範囲を超えて叱責や嫌がらせを行うことにより、精神的、肉体的苦痛を与えまたは職場環境等を悪化させることを言います。

パワハラには、6つの種類(類型)があるとされています。

1 身体的攻撃

突き飛ばず、殴る、蹴る 物にあたる

2 精神的攻撃



嘲笑する、馬鹿にする、皮肉をいう、同僚の前で叱責する 長時間叱責する

- 3 人間関係の切り離し
- 会社のイベントに呼ばない、明らかに無視する
- 4 過大な要求

こなしきれない過重労働を強いる、不必要な残業、深夜労働、休日出勤を強要する

5 過小な要求 能力や経験とかけ離れた業務を行わせる、仕事を与えない

6 個の侵害

携帯やスマートフォンを勝手に見たりする、プライベートの時間に不必要な電話やメールをして くる、自由参加のはずの飲み会や親睦会に参加を強要する、プライベートな情報を聞き出そうとする

尚、上記の類型に該当しないパワハラもあるとされています。

例えば、人によって、態度を変える、有給休暇の取得を認めない、自分や他人のミスの責任を負わせる等。

次回にパワハラ防止についての法律等について説明します。

ハラスメントについて―その4(2020.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

2019年5月、改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法) が成立しました。大企業においては、2020年6月、中小企業に おいては、2022年4月から施行されます。

パワハラ防止法は、パワーハラスメント防止のための雇用管理上 の必要な措置を取ることを企業に義務付けするものです。

- ①企業(事業主)によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ②苦情などに対する相談体制の整備
- ③被害を受けた労働者へのケアや再発防止等

尚、罰則規定がないことが一部問題となっていますが、常態化して改善が見られない企業は、企業名を公表することが決定されています。



職場のトラブルについて一その1(2020.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

職場での諸々のトラブルのことで、労働者、事業者を問わ ず、お困りの方がいらっしゃることが予想されます。 そのような場合、どうしたらよろしいでしょうか。 それにつき、トラブル解決に向けての一つの解決方法とし て、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基 づく3つの紛争解決援助制度があります。



3つの紛争解決制度とは、各都道府県の ①労働局における総合労働コーナーにおける情報提供・ 相談 ②労働局長による助言・指導 ③紛争調整委員会によるあっせんです。

この制度の利用は無料で、この制度を利用したことを理由として事業者が労働者に対して不利益 な扱いをすることは法律で禁止しています。

就いては、次回にこの制度について詳しくお話します。

職場のトラブルについて ― その2(2020.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく3つ の紛争解決援助制度の特徴と流れについて説明します。

1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 総合労働相談コーナーで受けれます。

3 紛争調整委員会によるあっせん

- 2 都道府県労働局長による助言・指導 示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進します。 (利用は無料です)。
- 紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を

いを促進することによって、紛争の解決を図ります。(利用は無料です)。

助言・指導で解決しない場合は、あっせん制度に移行できます。 紛争当事者の間に労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合

尚、この制度を利用して、解雇やいじめ、いやがらせに関する助言・指導やあっせんによる紛争解 決事例が報告されています。



新型コロナウイルスと法―その1(2020.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

新型コロナウイルスの拡大により、国内において観光等、経済活動に影響が出始めたことを踏まえ、労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金)に関して、兵庫労働局は特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850



尚、各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口 を設置しています。受付時間は9時から17時までです(土、日除く)。

また、働く妊婦の方への措置(男女雇用機会均等法に基づく)として、新たに「新型コロナウイルスに関する母性健康管理措置について」が規定され、事業主に対して妊娠中及び出産後の女性労働者が保険指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために講すべき措置の指針が定められました(令和2年5月7日から令和3年1月31日まで適用)。

さらに、新型コロナウイルスに関連して労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の 具体的手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導係が相談に乗ってくれることとなっています(電話 078-367-0820)。

新型コロナウイルスと法 ― その2(2020.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

新型コロナウイルス感染に関して、個人情報保護の観点から、考えなければならない論点がいくつかあります。

例えば、職場において、雇用主から、同じ職場の他の従業員に対し、感染症発生の事実を告知することは許されるのか、また、雇用主が、従業員本人が新型コロナウイルスに感染した事実や検査結果、健康状態等を取得することは個人情報保護上、問題はないか、さらに、雇用主が従業員の家族の感染事実等の情報を取得することはどうか、等々です。



個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な 範囲を超えて、個人情報を取り扱ってならないとされています。

但し、例外として、①法令に基づく場合、②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得るのが困難な場合、③公衆衛生向上等のために特に必要がある場合で本人の同意が得るのが困難な場合は、本人の同意は必要ないとしています。

よって、新型コロナウイルス感染についての個人情報は、保護の観点からして例外に該当すると思われますが、最小限原則が要求されます。

従って、感染者が職場で発生した場合でも、他の従業員に当該従業員の氏名の開示までは許容されないとされています。

改正相続法の施行―その1(2020.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

2018年(平成30年)7月6日、相続法が大改正されたことは、2018年から2019年にかけて、 相続法の改正その1からその7で、以前にお話しました。

ところで、改正相続法は、2019年(令和元年)7月1日から施行されているところ、施行後の状況を踏まえ、改めて相続法の改正につき、重要なところについて説明をしておきたいと思います。

①改正法適用の基準時期

改正法が適用されるか、どうかは、相続開始時点となります。

よって、改正法が2019年7月1日を施行日としていることから、相続開始日(被相続人の死亡日) が2019年7月1日以降の相続に適用されることなります(尚、例外として施行日以前の相続や遺言についても改正法が適用すべき規定があります)。

②相続後の不動産の名義変更は速やかに行う必要がある(改正法第899条の2)

従来は、不動産など相続による名義変更については、急がなくても,、法定相続分と異なる内容の

遺言書があったとしても、登記しなくても自分の権利を第三者に 主張できました。

そのため、相続による名義変更は後回しとなっているケースが多数見受けられました。

しかし、改正法では、遺言書を作成していたとしても、法定相続分を超える部分については、登記(不動産の名義変更)などをおこなわなければ、自分が相続した不動産の権利を第三者に主張できな

くなります。

例えば、遺言書で不動産につき法定相続分以上の相続を受ける内容となっていても、相続人の一人が、法定相続分に応じた相続登記を単独で行い(法定相続持分の登記は単独で可能)、その相続分を第三者に売却して、第三者が登記してしまえば、法定相続分を超える部分につき自分の権利を主張できなくなってしまうものです。

改正相続法の施行 — その2(2020.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

③配偶者に対する自宅など居住不動産の贈与をした場合の特例(改正法903条)

この度の改正により、婚姻期間20年以上の夫婦が、生前に配偶者に居住の用に供する建物または 敷地を遺贈又は贈与(死因贈与も含む)していたときは、特別受益の持戻し免除の意思が推定され ます。

特別受益とは、相続があった際、生前に贈与した財産を相続財産に持ち戻して、総財産と法定相続分を計算する制度です。

例えば、夫が死亡し、相続人が妻と子供が2人、遺産として預貯金3,000万円、但し、生前に妻に自宅(評価額。2,000万円)を贈与していた場合、これが特別受益と認められるとなると、遺産総額は5,000万円、妻の法定相続分は2分の1で2,500万円となるところ、すでに自宅の2,000万円分を受け取っていることから、預貯金の取り分は、500万円となります。

しかしながら、この度の改正で、要件を満たした生前贈与は持ち戻しをする必要がないため、妻は 遺産総額3,000万円として預貯金の1,500万円を取り分とす

ることが可能となります。

改正相続法の施行 ― その3(2020.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

④ 本人死亡により、凍結された預貯金から仮払いをうけることが可能(改正法909条の2)

改正前は、金融機関は本人が亡くなったことを知った場合には、預 貯金を凍結しました。なぜなら、預貯金は相続財産となり、法定相 続人全員の協議による遺産分割の対象となるからです。

しかし、口座が凍結されてしまうと、相続後に必要な葬儀費用、生 活費などを賄う ことができなくなるおそれがあります。



そこで、一定限度までの預貯金については、相続人の一人からの払い戻しができるように改正が されました。

即ち、預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の3分の1に当該相続人の法定相続分を乗じた 金額につき、他の相続人の同意がなくても単独でも払い戻しができることとなりました。

例えば、相続人が妻と子供 2 人で、某金融機関の預金が1200万円の場合、妻(法定相続割合2分の1)は、1200万円×2 分の1×3分の1で200万円となります。

但し、各金融機関ごとに上限額が定められており、その金額が150万円のため、妻は150万円を 限度として某金融機関からの払い戻しが可能となります。

改正相続法の施行 ― その4(2020.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

⑤ 相続人の配偶者など、相続人以外が介護をおこなっていた場合でも、その貢献に応じた寄与分を請求することができる(特別の寄与・改正法第1050条)。

被相続人の親族(特別寄与者:相続人以外)が無償で、療養看護(介護)等を おこなっていた場合に、特別寄与料を相続人に対して支払い請求ができる ようになる規定が新設されました。



改正前は、相続人でない、相続人の配偶者などはいくら貢献しても財産を相続できなかったので すが、改正後は特別寄与料として相続人に対して寄与料を請求できることとなりました。 特別寄与料は、介護報酬基準額等を参考にして、相続人と特別寄与者との協議 により決定します。

第三者の日当額×療養看護日数×裁量割合(0.5ないし0.8)

6,000円×365日×0.7=約150万円

協議がまとまらない場合は、家庭裁判所で決定することとなります。

尚、家庭裁判所への申立を行う期限は、特別寄与者が相続開始を知った時から6ヶ月以内、または、相続開始の時から1年を経過した日までとなっていますので注意が必要です。

改正相続法の施行 ― その5(2020.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

⑥ 遺留分請求の取り扱いが変わる(改正法第1042条乃至1049条) まず、遺留分とはなにかについて説明しておきます。

遺留分とは、相続人に法律上保証された一定の割合の相続財産のことを言います。この場合の相続人は、配偶者又は子(尚、場合によっては直系尊属。従って、兄弟姉妹は含まれません)に限られます。この相続人を遺留分権利者といいます。



被相続人は、生前に自分の財産をどう処分しようと当然に自由です。

しかし、他方では相続で遺された相続人の生活保障や財産形成に貢献した相続人への清算的側面 も考慮する必要があります。この被相続人の利益と相続人の保障につき、バランスをとったのが 遺留分なのです。

次に、遺留分の割合について説明します。

子のみが相続人の場合は、相続財産の2分の1、子と配偶者の場合は、各4分の1となります。 ところで、遺言書において、一部の相続人の遺留分が侵害されていても(例えば、相続人の一人に 財産を全部相続させるとする遺言書)、遺言書自体は有効であることから、遺留分を侵害されたと する相続人において、遺留分の財産を確保するためには、受遺者(遺言書により、財産を相続した 者)に対して、遺留分の侵害(減殺)請求通知をおこなう必要があります。

これにつき、今回法改正がおこなわれたので次回にご説明します。

改正相続法の施行 ― その6(2021.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

⑥ 遺留分請求の取り扱いが変わる(改正法第1042条乃至1049条) 改正前は、遺留分減殺請求権は、行使すると当然に効力が生じました。

つまり、遺留分減殺請求権を行使された場合、受遺者又は受贈者(受遺者等と言います)が、遺留分侵害価格の弁償できない場合においては、 遺留分減殺請求権は対象不動産について、遺留分割合にもとづく持分 を有し、受遺者等と共有関係が生じる結果となりました。



対象不動産が共有となると、財産の管理が複雑となります。即ち、遺言等によって、対象不動産を 相続した者と受遺者らの共有となるため、売却、賃貸、リフォームなどの場合、共有者全員の同意 等が必要な場面において、複雑になる恐れが生じました。

これが、改正法により、改正後は、遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する「金銭」の支払いのみ を請求することがき、受遺者等は対象不動産の単独所有者となって、共有関係が発生しないため、 自己の判断にて売却、賃貸、リフォーム等できるようになりました。

改正相続法の施行 ― その7(2021.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

⑦ 遺留分請求の取り扱いが変わる(改正法第1042条乃至1049条) 遺留分算定の基礎となる財産の範囲につき、今回の改正で変わりました。 改正前は、相続人に対する生前贈与の期間は、無制限に算定されていましたが、改正後は、相続開始前 10 年以内に限定されました 改正前においては、相続人間の遺留分請求において、数十年前の生前贈与のことで、紛争となることがありましたが、改正により、10年以内と制限されたため、10年超の生前贈与は対象とはならず、古い生前贈与のことで、揉めることはなくなりました。



そのため、被相続人においては、若く元気な時に、生前贈与を行っておくことにより、早期の生前贈与による遺留分対策を取ることができるようになりました。

民法改正で保証契約が変わる―その1 (2021.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

2020年4月1日から「保証」に関する民法の規定が大きく変わりました。

では、「保証」の何が、どう変わったのか、改正民法の中の「保証契約」に関する新ルールについて説明します。



まず、「保証契約」とは、なんでしょうか。

一般的に、借金の返済や代金の返済などの債務を負う主たる債

務者(借入をした人)が、その支払いをしない場合に、主たる債務者に代わって支払いを約する契約のことです。

従って、「保証する」とは、主たる債務者と同じ責任を負います。

こうした保証の義務を負う人を保証人と呼びます。

今回、改正の背景には、義理人情など人間関係から断り切れず、保証人としての責任を十分認識しないまま安易に保証契約を締結する事例がこれまで数多く見受けました。

保証人となった人は、多額の債務を負い、ついに生活が破綻しまうところまで追い詰められてしま うことも珍しくありませんでした。

そうした問題を未然に防ぐため、保証人の保護を趣旨とする新しいルールを盛り込むために改正 に至ったものです。

次回にその保証人保護のルールについて説明します。

民法改正で保証契約が変わる — その2(2021.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

この度の保証契約の改正で、個人が保証人となる場合、新しいルールが できました。

先ず、個人が保証人となる場合、極度額を定めない根保証契約は無効と されました。

根保証契約とは、将来発生する可能性のある債務まで保証する契約のことで、極度額を定めなければ、債務がいくら膨らむかもわかりません。 事業のための貸金債務については、従来は、個人保証は無制限におこな



われていました。

今回の民法改正では、保証を必要とする会社(主債務者)と一定の関係ある個人以外の個人を保証 人とする場合は、ハードルが大きく上がりました。

即ち、保証人となる個人の保護を図るため、個人保証の意思を十分に確認することが必要となったのです。

そして、個人の意思確認のために、次に述べる二つの「意思確認のルール」が設けられました。 その1 保証契約の前 1 ヶ月以内に、保証人となろうとする者の保証意思が公正証書で確認されていなければ無効とする。

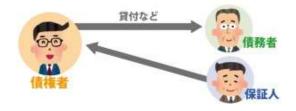
その2 事業のための貸金債務の保証人が有する「主債務者に対する求償権」を個人が保証する場合も保証契約の前1ヶ月以内に、保証意思が公正証書で確認させていなければ無効とする。因みに、公正証書とは、公証人によって作成された文書で、私文書に比べて証明力が高いと言われています。

尚、このルールには、例外が設けられていますので、次回に説明します。

民法改正で保証契約が変わる — その3(2021.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

前回、個人の意思確認のために、次に述べる二つの「意思確認のルール」が設けられたとして、その1 保証契約の前 1ヶ月以内に、保証人となろうとする者の保証意思が公正証書で確認されていなければ無効とする。



その2 事業のための貸金債務の保証人が有する「主債務者に対する求償権」を個人が保証する場合も保証契約の前1ヶ月以内に、保証意思が公正証書で確認させていなければ無効とする。 と説明しましたが、これのルールには例外があるとの話をしました。

今回、その例外にあたる場合について、説明すると、

その1 主たる債務者が法人である場合には、取締役や理事、執行役員、これに準じる者、株式の過半数を有する者が保証人となる場合。

その2 主たる債務者が個人である場合には、共同事業者、事業へ実際に従事している配偶者が保証人となる場合。

この二つは、「意思確認ルール」の例外となります。

以上の通り、法人然り、個人然りで、主たる債務者と業務上、密接な関係を有する者は、「意思確認のルール」の例外となりますので、十分にご注意願います。

民法改正で保証契約が変わる — その4(2021.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

債務の個人保障を個人に依頼する時には、1)「契約締結段階」 2) 「保証債務履行前の段階」3)「期限の利益喪失段階」の3段階で、情報 提供義務が課せられるようになりました。



1)契約締結段階の情報提供義務

保証契約を結ぶ前に、主債務者は、保証人となる個人に対して、事業や自身についての正確な情報を提供しなければなりません。

情報提供のルール1

- ①事業のために主たる債務の個人保証を依頼するときは、主債務者は、当該個人に対して主債務者の財産や収支、債務の状況、担保として提供するものがあるかなどを説明しなければなりません。
- ②主債務者がその説明をしなかったり、事実と異なる説明をしたりしたこと(以下、「不実の説明等」)によって個人が保証人となった場合、債権者が不実の説明等があったことを知ることができたときは、保証人は保証契約を取消することができます。

注意事故

保証契約締結の際には、説明義務を果たしたことがわかる書類を残しておくことが重要です。 たとえば、「保証人は、主債務者から、その財産や収支、債務の状況、担保等について〇、〇との説明を受けたことを確認する。主債務者は、同内容が事実であることを確認する」である。

次回に、2)と3)について説明します。

民法改正で保証契約が変わる — その5(2021.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

債務の個人保障を個人に依頼する時には、1)「契約締結段階」2)「保証債務履行前の段階」3)「期限の利益喪失段階」の3段階で、情報提供義務が課せられるようになりました。

前回に引き続き、2)から説明します。

2)保証人の請求による情報提供義務



保証人から請求があれば、債権者は、主たる債務の元本、利息、損害賠償、その他、主たる債務に関する全ての債務について、不履行の有無、残額、履行期限が過ぎているものの債務額を知らせなければなりません。

3)期限の利益喪失についての情報提供義務

主たる債務者が「期限の利益」を喪失した場合、債権者は、そのことを、保証人に伝えなければなりません。

尚、期限の利益とは、期限が来るまで債務の履行はしなくてもよいという利益のことを言います。 また、期限の利益喪失とは、主たる債務が破産手続き開始決定を受けたときなど、一定の条件が 認められた場合、債務の履行時期が直ちに到来することを意味します。

民法改正で消滅時効制度が変わる―その1 (2021.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

令和2年4月1日から施行された改正民法により、消滅時効の 時効期間及び起算点、時効障害事由について大きな変更がな されました。

今回は消滅時効について、ご説明します。

1、消滅時効とは

消滅時効とは、権利が一定期間行使されない場合、権利を消滅させる制度です。



法律で定められた時効期間が経過した後、当事者等が消滅時効を援用することにより、確定的に 権利が消滅することとなります。

援用とは、債権者に対して、消滅時効の制度を利用することを告げることです。時効期間が過ぎれば、自動的に権利が消滅すると誤解している人もいますが、 援用しなければ権利は消滅しません。援用については、証拠上、明確にするためにも書面で債権者に通知することが望ましいと思います。

2、時効期間(一般の債権)

例えば、誰かにお金を貸したような場合、消滅時効期間は、原則として主観的起算点(債権者が権利を行使できることを知った時)から5年又は客観的起算点(権利を行使することができる時)から10年のいずれか早い方とされました。

これによれば、お金を貸して支払い期限から5年が経過した後、その後支払いを請求したが、これに対して債務者が消滅時効の援用をすると通知すれば、原則として権利が消滅しているため、支払いを求めることはできなくなります。

次回以降もその他の消滅時効制度について説明します。

民法改正で消滅時効制度が変わる―その2(2021.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

3、時効期間(不法行為債権)

不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理 人が損害及び加害者を知った時から 3 年又は不法行為の時 から20年の経過により消滅時効が完成します。

この 3 年という期間は旧法と同様で、変更されていません。 尚、この20年という期間は旧法では除斥期間(法が定めた期間 でこの期間内に権利を行使しないと権利が当然消滅してしま う)とされていましたが、新法ではこれを時効期間であること を明文化しました。



しかしながら、不法行為債権のなかで、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、債権者が権利を行使できることを知った時(主観的起算点)より5年、権利を行使することができる時(客観的起算点)より20年となりました。

4, 時効障害事由

新法では、時効障害事由の用語を「中断」を「更新」とし、「停止」を「完成猶予」と変更しました。 時効の更新とは、更新があった時から、新たに時効が進行を始めるという制度です。 また、時効の完成猶予とは、ある事由が生じた場合に、その事由が終了するまで、 時効が完成しないという制度です。

時効の更新事由、時効の完成猶予事由は次回にお話します。

民法改正で消滅時効制度が変わる―その3(2021.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

5. 更新と完成猶予

時効の更新とは、更新事由があった時点から、新たに時 効が進行を始めるという制度 です。

時効の完成猶予とは、ある事由が生じた場合に、その事 由が終了するまで、時効が完 成しないという制度です。

時効の更新事由としては、裁判で権利が確定した場合が 挙げられます。この場合、権 利の確定から新たに時効が 進行を開始します。



また、債務者が債権者の権利を承認した時も、承認時から新たに時効が進行を開始します。 時効の完成猶予事由としては、裁判上の請求をした時、催告した時(裁判外で請求した時)場合が挙げられます。

但し、催告については、催告時から6ヶ月の猶予期間しかないため、その期間に解決 できない場合は、裁判上の請求を進めることをしないと時効は完成してしまいます。

尚、新法では、新たに、協議をおこなう旨の書面での合意による時効の完成猶予制度 が定められました。これは、旧法下では、当事者間で有効な話し合いを進めていても、時効完成が近づく と、 債権者としては、時効完成を阻止するため、訴え提起等の手段を取るしかありませ んでした。

債務者は、債権者から説明があっても、前向きに協議しているのに訴訟を提起される のは不愉快 なものであり、友好的な雰囲気がなくなることもありました。

新法下では、債権者債務者間で、権利について協議を行う旨の合意の書面があれば 1 年間時効の完成が猶予されることとなりました(再度の合意があれば、最長5年間猶予 されます)。

相続登記―その1(2021.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回から、相続登記についてお話します。

従来、相続登記は、義務ではなかったのですが、この度、相続登記を義務化する改正法が成立し、2024年 4月 28日までには施行される運びとなっています。

改正法施行後においては、相続を開始して所有権を取得 したことを知 ってから3年以内に相続登記をなければな らず、期限内に相 続登記を完了しない場合には過料の制 裁を受けます。



まず、相続登記とは

相続登記とは、不動産 の所有者が亡くなったときは 、不動産の名義を相続人に変更する手続きを言います。

法務局に相続登記を申請することで、不動産の所有名義が、亡くなった方から相続人に変わります。

相続 登記を速やかにせずに放置していたらどうなるか相続登記を怠っていた場合に起こる事例の一つとして、「いざ登記をしたいときに登記ができない」ということが考えられます。

例えば、相続登記をしていない不動産につき、「買いたい」という人が現れた場合、相続登記をして いないと売れません。

また、相続人の一人が、認知症になって判断能力がなくなってしまっていたり、その他、相続人が海外に行って連絡がとれないとか行方不明の相続人がいたりする場合があります。

さらに、相続登記をしない間に2次、3次相続が起こり、相続人の範囲が拡大してしまっている場合 もあります。このような場合、相続登記をすることは不可能ではありませんが、多大な時間と費用 がかかります。

その他のことは、次回に説明します。

相続登記―その2(2021.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は相続登記の手続きについて、お話します。

相続登記と一口に言っても、相続人の数や相続の仕方などで様々な違いがあり、手続き の難しさも異なります。

非常に手間がかかる相続登記のケースとしては、以下の場合が考えられます。



1,兄弟や甥姪(おいめい)が相続人である場合

亡くなった者に子供がいなくて両親も死亡している場合は、亡くなった者の兄弟 や兄弟がすでに 死亡してしまっている場合は、甥姪が相続人となることが考えられます。この場合は、親や兄弟な どの戸籍についても、出生から死亡までさかのぼって 集める等の必要があり、非常に膨大な戸籍 を集めることが必要となります。

2, 相続関係が複雑な場合

誰が相続人となるのかが、判りにくい場合 例えば、相続人にさらに相続が発生しているような場合(代襲相続や数次相続)には、誰 が相続人であるのかの調査に手間を要します。 3, 法務局が遠方の場合 相続登記の申請は、不動産所在地を管轄する法務局に対してする必要があります。 そのため、不動産が遠方の場合は、法務局も遠方となり、郵送でも登記申請ができますが、 もし、申請書や添付書類に不備があるとその訂正等のやりとりに手間を要します。

相続登記―その 3 (2022.1)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

今回は誰が不動産を相続するべきか、についてお話します。

相続が発生した際に、被相続人の遺産をどのように分けるべきかについては、相続人全員の話あいで決めることとなります。

相続人全員が同意したのであれば、被相続人の配偶者の単独登記にするか、



配偶者と子供が2分の1ずつの共有登記とするかについては、いずれも親子の場合であり将来、問題なる場合が少ないです。

なぜなら、例えば、父が亡くなり、母と子が不動産を共有したとしても、母が亡くなれば、結局その 子が母の相続人となって、共有持分を引き継ぐことからそれほど問題とはなりません。

但し、子が母より先に亡くなると、子供の相続人が誰になるかによって問題が生じる可能性は残り ます。

これに対して、相続登記の結果、兄弟で不動産を共有とすることには、おすすめできない場合が多いです。

それは、兄弟間で、不動産の管理、処分をするにつき、必ずしも意見の一致を容易に見いだせる場合ばかりではなく、また、将来、共有持分を有する兄弟の一人でも亡くなれば、その相続人に持分が承継されてしまい、共有持分権者が多数出現してしまい、協議による解決がより困難となる可能性があるからです。

所有者不明土地の解消のための法整備一その1(2022.2)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

令和3年 4 月28日、所有者不明土地の発生予防と、既に発生 している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から、総合的に 民事法制を見直す法律が公布させました。

尚、施行日は、公布後2年乃至5年以内となっており、近い将来 施行されることとなります。



これにつき、特に重要と思われる事項につきご説明いたします。

(1)相続人申告登記制度

相続登記―その1において、今回の法整備により、相続により、所有権を取得した者は、所有権取得を知った日から3年以内の登記申請が義務付けられ、正当な理由なく登記申請を怠ったときは10万円以下の過料に処せられることになることを話しました。

一方、これまで相続登記を行うにあたっての障害とされてきた様々の手続負担を軽減すべく、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出て、その旨を登記する制度(相続人申告登記制度)が導入させることとなりました。

これは、相続による所有権移転を登記するのではなく、あくまでも申請人が表示名義人の相続人の一人であることを示すものにすぎませんが、相続人全員での申請は不要となっており、連絡がつかない相続人がいる場合でも利用可能です。

さらに、同じく義務とされていなかった登記名義人の住所変更登記についても、住所変更から2年 以内の登記申請が義務付けされ、正当な理由なく登記申請を怠ったときは、5万円以下の過料に 処せられることになりました。

所有者不明土地の解消のための法整備―その2(2022.3)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(2)相続土地国庫帰属制度の導入

相続登記がなされずに放置される土地が増加している原因の一つとして、相続人が相続した土地の利用を希望しないケースが増えていることにあると考えられます。



現在の法制度では、不動産の所有権放棄は原則として認められていないので、結果として土地の管理不全につながっています。

そこで、相続または遺贈(相続人に対する遺贈に限られます)により取得した土地の所有権を国庫 に帰属させることができる制度が創設させることとなりました。

但し、その場合においては

- ①管理等を阻害する工作物等がある土地、土壌汚染等のある土地、崖地、管理関係に争いのある 土地など、通常の管理処分にあたり過大な費用や労力を要する土地でないこと
- ②10年分の土地管理費相当額の負担金を納めることといった国庫帰属にあたっての一定の要件が設けられる予定となっています。

所有者不明土地の解消のための法整備―その3(2022.4)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(3)所有者不明の土地の利用円滑化等を図る方策の導入

相続登記がされていない等の事情により土地の所有名義人が行方 不明になっているような場合、その土地の管理が不十分なため、近 隣に迷惑がかかったりしても、現行法ではなかなか対処が困難で あったのが現状でした。



そこで、民法を改正して所有者不明の土地の利用円滑化を図る方策が導入されることとなりました。

①土地・建物の管理制度の創設

これまでも、土地・建物の所有名義人が行方不明の場合、不在者財産管理人を選任して対応することが可能でした。

しかしながら、不在者財産管理人は、その不在者の財産すべての管理が求められたため、ある土地や建物だけの管理を求めたいという場合にはなかなか利用が難しい面がありました。

そこで、個々の所有者不明の土地・建物に特化した新しい財産管理制度が創設されることとなりま した。

これにより、裁判所が管理人を選任し、裁判所の許可があれば、管理人において、不動産を売却することが可能となりました。

また、所有者が判明していても、その所有者が土地・建物を管理せずに放置しているため、他人の 権利を侵害する恐れがある場合にも管理人の選任を可能とする制度があわせて創設されること となりました。

所有者不明土地の解消のための法整備―その4(2022.5)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(3)所有者不明の土地の利用円滑化等を図る方策の導入②相隣関係規定の見直し

民法には、隣接する土地相互間の利用関係を規定する相隣関係規定があり、例えば、土地の所有者は、境界又はその付近において障壁 又は建物を築造し又は修繕するために必要な範囲内で、隣地の利用 を請求することができることになっています(民法209条)。



しかし、これはあくまでも、隣地の使用を請求できる権利があるというだけで、隣地所有者が任意 に応じない場合には訴訟を提起しなければならず、さらに隣地所有者が行方不明の場合には、相 当に手間を要する事態になってしまっていました。 そこで、通知を行うなどの一定の要件の下、隣地所有者の承諾等が得られなくとも土地所有者の 隣地使用を認める方向で改正がなされました。

このほか、電気や水道等のライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利の明確化など、隣地の所有者が不明となっている状態に対応する仕組みの整備が行われました。

所有者不明土地の解消のための法整備―その5(2022.6)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- (3)所有者不明の土地の利用円滑化等を図る方策の導入 ③不明共有者がいる場合における共有物利用の円滑化を図る仕組
- ③不明共有者がいる場合における共有物利用の円滑化を図る仕組 みの整備

共有となっている不動産の利用や処分にあたっては、共有者全員の 同意を得なければならない場合が多く、一人でも行方不明の共有者 がいるとその不動産の利用や処分に事実上大きな制約が生じてし まうのが現状です。



そこで、共有者の一部に不明者がいても、裁判所の関与の下で、不明共有者に対する公告等をしたうえで、残りの共有者の同意により共有物の変更行為や管理行為を可能とする制度が創設される こととなりました。

加えて、裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価格に相当する金額を供託して不動産の共有 関係を解消したり、不明共有者の持分を含めて第三者に譲渡したりすることができるようにする 仕組みも創設されることになりました。

所有者不明土地の解消のための法整備―その 6(2022.7)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(4)遺産分割未了のままで長期間経過後の遺産分割の見直し 今回で、所有者不明の土地の解消のための法整備は最終回となります。 就いては、あらためて所有者不明土地とは何かについての説明をしておきます。

即ち、相続登記がなされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地のことを「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

相続人間の遺産分割協議においては、特別受益(相続人の誰かが、生前に被相続人から贈与等を受けている)とか寄与分(相続人の誰かが、被相続人の世話をした等)を主張して、自己の相続持分が法定相続持分より多いと主張することがあります。

現行法では、これに期限を定めていませんが、新たな制度では、相続開始から10年間経過したときは、原則として特別受益や寄与分の主張を認めないことにして、画一的な法定相続分で簡明に 遺産分割を行うことにしました。

成年年齢の引き下げ―その1(2022.8)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. はじめに

民法が改正され、本年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

この改正は、これから成年になる人だけでなく、すでに20歳を迎え ている人々にとっても重要な法改正となります。



2, 法定代理人の同意が不要に

民法では、未成年者が契約などの法律行為をする際には、法定代理人(例えば、親)の同意を得る必要があり、同意のない契約は取り消すことができるとされていました。

例えば、クレジットカードを作ったり、家を借りたり、携帯電話を契約するなど重要な契約は、法定 代理人の同意がないとできませんでした。

しかし、今回の改正で、18歳・19歳の者も法定代理人の同意なくして1人で上記の契約ができるようになりました。

ところで、新成年は、社会経験が浅く契約に慣れていないことが予想され、契約締結後に「契約内容の説明が十分でなかった」とか「考えていた内容と違っていた」などといったトラブルが発生する可能性があります。

従って、新成年に対して法律をする相手方は、契約内容の説明や契約締結の意思確認等をより丁 寧におこなうことで、トラブルを未然に防ぐことが重要となります。

また、新成年に対しては、消費者としての教育を進める必要があります。

成年年齢の引き下げ―その2(2022.9)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

3, 成年年齢の引き下げによるその他の影響 成年年齢の引き下げによっても変わらないものとして、飲酒、喫 煙等の年齢制限等が挙げられます。これらはこれまで通り20歳以

上です。成年年齢の引き下げは、18歳、19歳の自己決定権を尊重するという趣旨のものであり、健康への影響という点はまた別の



その他、成年年齢の引き下げは、少年法にも影響しています。少年法の適用自体はこれまでと同様に20歳未満の少年ということになりますが、2022年4月からは、18歳、19歳の少年を「特定少年」と定義し、特定少年については、大人の刑事事件と同じ扱いにする事案の範囲が広げられることとなりました。

4, おわりに

話ということです。

今回の法改正については、特に自分が18歳、19歳でなくとも、その年代のお子さんが居られる方、あるいは18歳、19歳の方と契約を結ぶことがある方にとっては、重要な内容であることを認識願います。

消費者契約法の改正について-その1(2022.10)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1. はじめに

消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差が存在します。

そのため、消費者の利益を守るため、平成12年に消費者契約法ができました。

この法律は、事業者からの不当な勧誘により締結させられた契約については、消費者が後から取消することができるとしたり、事業者の作成した消費者の利益を不当に害する契約条項につき、消費者が無効を主張することができるとするものです。



2, 改正の歴史

消費者契約法は、平成28年に第1次改正(平成29年6月施行)、平成30年に第2次改正(令和元年6月施行)を経て令和4年の通常国会において第3次改正(令和5年6月施行)がなされました。 改正は、不当勧誘に該当する行為類型や無効となる契約条項の追加、事業者による情報提供等の努力義務の強化を中心に改正がなされてきました。

就きましては、次回以降不当勧誘に該当する行為類型や無効となる契約条項について、具体的に 説明していきたいと思います。

消費者契約法の改正について-その2(2022.11)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 3, 不当な勧誘により締結させられた契約について 消費者契約法において、不当な勧誘により締結され られたとして、後で取消を認めている類型は以下の 通りです。
- ①うそを言われた(不実告知)

重要事実について事実と異なることを告げた 例えば、「この機械を取りつければ、電気代が安くな る」と勧誘し、実際にそのような効果のない機械を販売 ②必ず値上がりすると言われた等(断定的判断の提供)

将来における変動が不可実な事項について確実であると告げた

例えば、将来値上がりすることが確実でない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売 ③お願いしても帰ってくれない(不退去)



消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず事業者が退去しなかった 例えば、消費者の自宅等において、消費者が何度も帰ってほしい旨を告げているのに勧誘を続け て販売

④不利なことを言わなかった(不利益事実の不告知)

消費者の利益になる旨を告げながら、重要事項について、不利益となる事実を故意に告げなかった

例えば、眺望・日照を阻害する隣接マンションの建築計画があることを知りながらそのことを説明 せずに「眺望・日照良好」と説明してマンションを販売

以下は、次回に説明します。

消費者契約法の改正について-その3 (2022.12)

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

3,不当な勧誘により締結させられた契約について

消費者契約法において、不当な勧誘により締結させられたとして、後で取消を認めている類型で、平成30年改正により新設された事項は以下の通りです。

①就職セミナー商法等(不安をあおる告知)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた。



神戸市立森林植物園

②高齢者等が不安をあおられる(判断力の低下の不当な利用)

加齢や心身の故障により、判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安 を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた。

③デート商法等(好意の感情の不当な利用)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ、関係が破綻すると告げた。

④霊感商法等(霊感等による知見を用いた告知)

霊感等の特別な能力により、消費者にそのままでは、重大な不利益が生ずることを示して不安を あおり、契約が必要と告げた。

⑤契約前なのに強引に代金を請求される等(契約締結前に債務の内容を実施等)

契約締結前に、契約による義務の全部又は一部を実施し、実施前の原状回復を著しく困難にした。

契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補填を請求する 旨等を告げた。

消費者契約法の改正について - その 4 (2023.1) 西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

4, 不当勧誘行為類型の追加

令和4年の第3次改正(令和5年6月10日施行予定)により、不当勧誘行 為のうち消費者に「困惑」を生じさせる類型として、さらに3つが追加さ れました。

①勧誘目的を告げずに退去困難な場所に同行して勧誘いわゆる「キャッチセール」など、勧誘目的をつげずに消費者を店舗などに連れ込んで契約を迫る商法などをターゲットにしたもの



②威迫する言動を交えて、相談の連絡を妨害

消費者が、店舗などで消費者契約の締結について、勧誘を受けている際、親族や知人等の第三者と連絡することを希望したにもかかわらず、事業者が威迫する言動を交えてこれを妨害すること ③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にすること

いわるる「さおだけ商法」のように、契約締結前に事業者が契約内容となっている商品などを先行 して提供するなどして消費者が契約を断りにくいようにしたうえで、契約を迫るようなケースなど 5,免責範囲が不明確な契約条項の無効

消費者契約法では、消費者の権利を不当に制限する一定の条項を無効とすることを定めています。

この不当契約条項の一つとして、事業者の債務不履行や不法行為による損害賠償責任を制限乃至 免責する条項があります。

具体的には、例えば、事業者の故意もしくは重過失により生じた債務不履行や不法行為による損害賠償責任を一部でも免責する条項は無効となります。

尚、事業者の故意乃至重過失の場合は無効とすることには問題ありませんが、軽過失の場合についての免責乃至制限については問題となるところです。

これにつき、この度の改正で、事業者のこれらの責任を制限する条項については、軽過失の場合に限って、適用されるものであると契約で明らかにしていない場合は無効となることが明示されました。

成年後見制度について-その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1,成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設などの入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を 結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。



成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。



2, 法定後見制度と任意後見制度の違いについて

法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じた成年後見人等を選任し、その権限も基本的に 法律で定められているに対して、任意後見制度は、本人が任意後見人となる人やその権限を自分 で決めることができるという違いがあります。

尚、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の三種類があります。

次回は、法定後見制度(後見、保佐、補助)について、具体的に説明します。

成年後見制度について - その2 西神中央法律事務所 弁護士 関 通 孝

3, 法定後見制度(後見、保佐、補助)について本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3の制度が用意されています。

(1)対象となる方

「後見」は、本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の方となります。

「保佐」は、本人の判断能力が著しく不十分な方となります。 「補助」は、本人の判断能力が不十分な方となります。

(2)家庭裁判所に法定後見開始の審判を申立することができる



本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長など

(3)家庭裁判所での選任

家庭裁判所は事案に応じて、「後見」が相当の時には、成年後見人、「保佐」が相当な時は、保佐人、「補助」が相当な時は、補助人を選任します。

(4)誰が、成年後見人、保佐人、補助者に選ばれるか

家庭裁判所は事案に応じて、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人を選任します。

なお、後見開始等の審判を申立した人において、特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望 していた場合であっても、家庭裁判所が希望通りに選任するとは限りません。

その場合、そのことを理由として後見開始等に審判に対して不服申し立てをすることはできません。

成年後見人等の役割や権限については、次回ご説明します。

成年後見制度について-その3 西神中央法律事務所 弁護士 関 通 孝

- 4, 成年後見人、保佐人、補助人の権限について
- (1) 取消が可能な行為について
- ①成年後見人は、被成年後見人の日常生活に関する行為以外の行為を取消できます。成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取消すことができます。



- ②保佐人は、被保佐人の借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築、改築、増築などの行為(但し、 家庭裁判所の審判でそれ以外の行為についても同意権・取消権の範囲とすることができます) について取り消すことができます。
- ③補助人は、保佐人と同様(但し、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます)。
- (2) 成年後見人等に与えられる代理権の範囲について
- ①成年後見人は、成年被後見人の財産に関するすべての法律行為
- ②保佐人は、被保佐人の申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」
- ③補助人は、保佐人と同様で、被補助人の申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める 「特定の法律行為」

について、代理権が与えられます。

成年後見制度について - その4 西神中央法律事務所 弁護士 関 通 孝

5,任意後見制度について

(1) 任意後見制度とは、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方(任意後見受託者)に将来の委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人となって委任された事務を本人に代わって行う制度です。 即ち、本人が判断能力の十分な時に、任意後見人となる方(任意後見受託者)と任意後見契約を結び、これを公証人のも

とで、任意後見契約の公正証書を作成してもらう必要があります。



- (2) 任意後見受託者は、本人の判断能力が低下したと判断した時は、家庭裁判所に任意後見監督 人の選任の申立てをすることが求められており、裁判所はこの申立てを受けて任意後見監督人を 選任します。
- (3) 任意後見監督人に裁判所で選任されるのは、その役割等から本人の親族等ではなく第三者 (弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など)が選ばれることが多く なっています。
- (4) 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容のとおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出されるなどして監督することです。 また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為をするときは、任意後見監督人が、本人を代理します。任意後見監督人は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

成年後見制度について - その5 西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

6,成年後見登記制度について

成年後見登記制度とは、成年後見人等の権限や任意後見 契約の内容などを登記官が、コンピューター・システムを用 いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項



証明書(登記事項の証明書・登記されていない証明書)を交付することによって登記情報を開示する制度です。

(1) 登記がされるまでの流れ

登記は、東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務をおこなっています。 家庭裁判所で成年後見等の審判がなされたときや、公証人が任意後見契約の公正証書を作成した ときは、嘱託により登記されることとなります。

(2) どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用するのかたとえば、成年後見人が、本人に代わって、財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することで、その権限などを確認してもらう利用となります。

また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書となります。

(3) 登記事項の証明書の交付請求の方法

東京法務局民事行政部後後見登録課へ郵便で請求又はオンラインによる申請も可能です。

年金分割制度について-その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1,年金分割制度とは

合、二人の婚姻中の保険料納付額に対応 する厚生年金を分割し、それぞれ自分の 年金とすることができる制度です。 具体的には、離婚時の年金分割が行われ ると、婚姻期間中について、厚生年金の支 給額の計算の基礎となる報酬額(標準報 酬)の記録が分割されることとなり、年金 額をお二人で分割できます。

年金分割制度とは、夫婦が離婚した場



相手より、収入が低かった場合や専業主婦の場合は年金分割しておくと、将来年金を受け取る時 は加算してもらえるため、年金分割は離婚後の重要な財産となります。

2,年金分割の方法について

年金分割の方法には、2種類あります。

- (1) 合意分割(平成19年4月施行)
- ・お二人からの請求により年金を分割する方法です。
- ・分割の割合はお二人の合意で定めることとなりますが、合意ができないときは、当事者の一方の 申立てにより、家庭裁判所における手続(審判又は調停)において分割割合を定めることとなりま す。
- (2) 3号分割(平成20年4月施行)
- ・サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金分割する方法です。
- ・分割の割合は、2分の1ずつとなります。 その他のことは、次回以降に説明します。

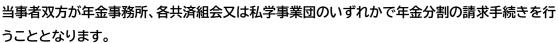
年金分割制度について-その2

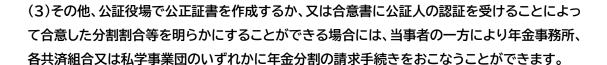
西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 3,年金分割を行うための手続き
- (1)年金分割の制度を利用するについては、当事者の一方又は双 方から、離婚前又は離婚後において、最寄りの年金事務所、各共 済組合又は私学事業団のいずれかに年金分割のための必要な 情報の提供を請求することとなります。

因みに、年金分割のために必要な情報は、「年金分割のための情報通知書」という文書により通知されます。

(2)当事者で分割割合等について合意した場合には、年金分割を 請求すること及び合意した分割割合を証明する書類を作成して





4,年金分割の手続きの期限について

年金分割の手続きは、原則として、離婚をした日の翌日から2年を経過するとできなくなります。



また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1ヶ月を経過すると請求できなくなります。

年金分割制度について-その3

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 5, 年金分割を行うための家庭裁判所での調停・審判の手続について
- (1) 年金分割について、合意できないときは、家庭裁判所への申立て ができます。

申立については、「年金分割のための情報通知書」が必要となります。 尚、離婚前の申立てについては、情報提供日が申立の日から1年以内の もの、離婚後の申立てについては、情報提供日が離婚後の情報通知書 を家庭裁判所に提出する必要があります。



カトマンス" (ネハ"ール)

(2) 申立てをおこなうのは、調停の場合は、相手方の住所地を受け持つ家庭裁判所となります。

(3) 年金分割の請求は、原則として離婚した日の翌日から起算して2年となっています。

従って、家庭裁判所に対する調停・審判の申立ても、原則として離婚をした日の翌日から2年を経過した場合にはすることができません。

但し、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過する前に家庭裁判所に調停・審判の申立をした場合には、分割割合を定める審判が確定し又は調停が成立したのが離婚をした日の翌日から2年を経過した日以後であったとしても、例外的に、分割割合を定める審判が確定した日又は調停の成立した日の翌日から起算して6ヶ月を経過するまでは年金分割の請求ができます。

(4) 家庭裁判所の審判(判決)・調停(和解)で、年金分割が定められると、審判の場合は、審判書の謄本・確定証明書、調停は調停調書を年金事務所等に提出することとなります。

労働時間について - その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

1, 労働基準法(以下、法といいます)においては、原則として、労働時間は、1日8時間、1週40時間(法定労働時間)とされています。

但し、三六協定(正式には、「時間外、休日労働に関する協定書」。会社は法定労働時間を超える時間外労働及び休日出勤などを命じる場合、労組などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届ける義務を負う)を締結することによって、法定労働時間を超えた労働が認められます。



もちろん、三六協定を締結したからといって無制限に時間外労働が認められるわけではなく、時間外労働にも上限規制があります。

2, 上限規制の改正

上限規制の改正は、大企業については、2019年4月から、中小企業については2020年4月から施行されており、原則として月45時間、年360時間が時間外労働の上限とされました。但し、繁忙期などに特別に上限を超える労働が必要な場合は、労使で合意することにより、上限を超えた時間外労働が可能となります。

尚、建設業者や自動車運転業務(運送業務)については、業者の実情を加味し、上限規制の運用 が猶予されて決ました。

しかし、2024年4月1日からは、その猶予期間が終わり、建設業者や運送業者においても上限 規制が適用されることとなりました。

この件については、2024問題として次回説明します。

労働時間について その2

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

3,2024年問題

建設事業や自動車運転業務(運送業務)においては、業務の 実情も加味して、労働時間の上限規制(原測として月45時間、年360時間の時間外労働。尚、三六協定により、時間外労働が720時間まで拡大することは可能)の適用が猶予されていました。

しかし、2024年4月1日から、その猶予期間が終わり、建設 事業や運送業務においても、上限規制が適用されることにな ります。



これが、2024年問題と言われているものです。

これにより、建設業においては、災害の復旧・復興の事業を除いて、上記の上限規制が適用される こととなります。

運送業務においては、特別条項付きの三六協定による年間の時間外労働時間時間は、年960時間とされており、他業種(年720時間)と比較して長時間労働が可能とはされています。

このように、建設業や運送業に労働時間が制限されることで、過酷な長時間労働となることが多かったドライバーの健康面に対する好影響が期待されます。

他方で、これまで通りの物流サービスができなくなることや、ドライバーの収入にどう影響するの かが注目されているところです。

労働時間について その3

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

4, 時間外労働の割増賃金

時間外労働の上限規制に加えて、時間外労働に対する割増賃金についても、ルールが変更されました。

法定労働(1日8時間、1週40時間)を超える労働については、月60時間以下の場合は、基本給の25%増し、月60時間を超える場合は、基本給の50%増しの賃金が支払われる必要があります。

但し、上記のうち、月60時間を超える場合の50%増し の規定は、2023年3月31日まで、中小企業について



は、適用が猶予され、月60時間を超えるかどうかを問わず、残業割り増し賃金は25%とされていました。

しかしながら、2023年4月1日からは、上記猶予は廃止となり、中小企業にも月60時間を超える時間外労働に対しては50%増しの賃金を支払うことが必要となりました。

従って、中小企業においては、これまでとは、割増賃金の考えかたが変わることになりますから、 これまで以上に労働時間管理が重要になります。また、就業規則の改定が必要となるケースも出 てくると思います。

撮影罪とは その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

2023年7月13日、撮影罪(略称)を規定する「性的姿勢撮影等処罰法」が施行され、新しいルールが適用されることになりました。

撮影罪とは、体の性的な部位や下着などを相手の同意なく 撮影したり、盗撮したりする罪です。

刑法には、盗撮罪という規定は存在せず、これまでは盗撮を 取り締まる際には、各都道府県の迷惑防止条例が使われて いました。



しかし、スマートフォンの普及によって、盗撮件数が年々増加していくなどの 問題がある中、全国 一律で処罰する規定が求められ、盗撮罪が新設されることとなりました。

撮影罪とは、次の3つを指します。

- 1, 性器や臀部、胸部などの性的な体の部位
- 2, 性的な部位を隠すために着用している下着
- 3, わいせつな行為や性交等がされている間の姿勢

以上につき、同意なく撮影すると撮影罪となります。

また、法定刑は、「3年以下の拘禁系又は300万円以下の罰金」と大変重たい刑罰となっています。

次回からは、撮影罪をより細かく説明します。

撮影罪とは その2

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 1, 盗撮罪(略称)は、まとめると以下の通りとなります。
- ① 正当な理由なく、人の性的姿態等をひそかに撮影
- ② 同意できない状態の被害者の性的姿態等を撮影
- ③ 被害者を誤信させての性的姿態等の撮影
- ④ 16歳未満の人の性的姿態等の撮影

16歳未満であれば、たとえ同意があったとしても撮影罪に問われる 可能性があります。

13歳以上15歳以下の人の性的姿態等を撮影した場合には、5歳以

上年齢が離れている

と処罰対象となります。

この5歳差要件は、例えば交際している同級生同士が同意のうえで撮影するケースなど を除外するための規定です。

- ⑤ 未遂
- ① から④ につき、未遂も処罰されます。
- 2, 撮影罪(略称)には、1の撮影行為のみならず、盗撮罪を犯して撮影した画像を第三者に 提供する「提供罪」、提供目的で保管する「保管罪」、盗撮画像と認識したうえで記録する「記 録罪」が新たに創設され、処罰されることになりました。

因みに、「提供罪」、「保管罪」、「記録罪」の法定刑は、いずれも「3年以下の拘禁刑又は 300万円以下の罰金となっています。

これらの新設により、盗撮画像の売却や譲渡が厳罰化されました。

遺言書について その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

遺言は、自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思や思いを確実に伝えるための手段です。

遺言書は、本人が自筆で作成することもできますが、正しく作成していないと無効になってしまうこともあります。

また、自宅に保管していると、紛失や盗難、偽造や改ざんのおそれがあったり、せっかく書いても発見されなかったりすることもあります。





そこで、今回は遺言書について、詳しく説明したいと思います。

1. 遺言書には、どのような種類があるか。

個人が亡くなった後の財産は、遺言書がなくても法定相続人に相続されます。

法定相続人には、順位があり、第1順位は、配偶者と直系卑属(子供、子供がすでに死亡している場合は孫)、第2順位は、直系尊属(父や母)、第3順位は兄弟姉妹(兄弟姉妹が死すでに亡の場合、その子供)となります。

よって、第1順位の相続人が1人でも存在すれば、第2順位、第3順位の人は相続人とはなりません。

ところで、「法定相続人以外にも財産を残したい人がいる」、「不動産を特定の法定相続人に相続させたい」、「法定相続人の中でも特定の相続人に多く相続させたい」、「遺産分割で争いになるのをさけたい」等という意思や思いがある場合には、遺言書が必要です。

遺言書としては、遺言書自らが手書きで書く「自筆証書遺言」と、公証人が遺言者から聞いた内容を文章にまとめた「公正証書遺言」があります。

次回は、自筆証書遺言から説明します。

遺言書について その2

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

2, 自筆証書遺言について

自筆証書遺言は、自分(遺言者)が、遺言全文、日付、氏名を自分で手書して押印する遺言書です。 遺言書の本文は、パソコンや代筆で作成できませんが、民法改正によって、平成31年(2019年) 1月13日以降、財産目録をパソコンや代筆でも作成することができるようになりました。 なお、財産目録は、預金通帳の写しや不動産(土地・建物)の登記事項証明書などの資料を添付する 方法で作成することができますが、その場合には、すべてのページに署名と押印が必要となりま す。

自筆証書遺言の長所・短所は以下の通りです。

(1) 自筆証書遺言の長所

- ・作成に費用がかからず、いつでも気軽に書き直せること。
- ・遺言の内容を自分以外に秘密にすることができること。

(2) 自筆証書遺言の短所

- ・一定の要件を満たしていないと、遺言が無効となってしまうこと。
- ・遺言書が紛失したり、忘れ去られたりするおそれがあること。



・遺言書が勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがあること。

・遺言者の死亡後、遺言書の保管者や相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して、検認の手続をとる 必要があること。

なお、自筆証書遺言の短所を解消することを目的として、令和2年(2020)7月10日から、「自筆証書遺言保管制度」がスタートしました。

次回は「自筆証書遺言保管制度」についてお話します。

遺言書について その3

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

3. 自筆証書遺言保管制度について

令和2年7月10日から、自筆証書遺言とその画像データを法務局で保管する「自筆証書遺言保管制度」がスタートしました。 この制度は、全国312か所の法務局で利用することができます。 この制度の長所は以下の通りです。

(1) 適切な保管によって紛失や盗難、偽造や改ざんを防げる 法務局で、遺言書の原本と、その画像が保管されるため、紛失や 盗難の恐れがなく、また、偽造や改ざんの恐れもなくなります そのため、遺言者の生前の意思が守られます。



(2) 無効な遺言書になりにくい

民法の定める自筆証書遺言書の形式に適合するかどうか法務局職員が確認するため、外形的チェックが受けられます。

但し、遺言書の有効性を保証までするものではありません。

(3) 相続人に発見してもらいやすくなる

遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定された方へ遺言書が法務局に保管されていることを 通知してもられます。

この通知は、遺言者があらかじめ希望した場合に限り実施されるもので、法務局の職員が遺言者の死亡の事実を確認したときに実施されます。

(4) 検認手続きが不要になる

遺言者が亡くなった後、遺言書(公正証書遺言は除く)を開封するには、家庭裁判所に提出して検認をうける必要があります。

しかしながら、自筆証書遺言書保管制度を利用すれば、検認手続きが不要となり、相続人等が速や かに遺言書の内容を執行できます。

遺言書について その4

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

4, 自筆証書遺言を法務局(遺言書保管所)に預けるについて

遺言書を法務局に預けるためには、遺言者本人が法務局に出向いて、保管を申請する必要があります。

(1) 管轄の法務局を選ぶ

法務局は、全国に312ケ所ありますが、管轄する法務局は以下のいずれかです。

- 1. 遺言者の住所地
- 2. 遺言者の本籍地
- 3. 遺言者の所有する不動産の所在地
- (2) 申請書を記入する

法務局への保管申請は、申請書を提出しておこないます。

申請書には、遺言者の氏名、生年月日、住所のほか、遺産を受け取る人(受遺者)の氏名や住所など を記載します。

また、遺言者が亡くなった時に、遺言者があらかじめ指定した方に対して、通知を希望する場合は、必要事項を記載します。

(3) 事前予約をする

法務局でおこなう手続きは、事前予約制ですので、必ず予約専用ウェブサイトないしは、電話また は窓口であらかじめ予約する必要があります。

(4) 申請する

予約した日時に申請に必要な書類を持って法務局に行き、申請します。

因みに、必要な書類は以下の通りです。

- ・自筆証書遺言書
- ・申請書
- ・本人確認書類(官公庁から発行された顔写真付きの身分証明書)
- ・本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票
- ・遺言書が外国語により記載させている時は、日本語の翻訳分
- ・3900円分の収入印紙(遺言書保管手数料)



遺言書について その5

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

- 5, 自筆証書遺言保管制度で、相続人等はなにができるか 遺言者が亡くなると、相続が開始します。遺言者が自筆証書遺言 書保管制度を利用していた場合、相続人等は法務局で主に次の手 続ができます。尚、これらの手続きは、遺言者が亡くなった後(相 続開始後)でなければできません。
- (1) 遺言書が預けられているかどうか確認する。

相続が開始すると、相続人等は、自分が相続人等となっている特定の遺言者の遺言が保管されているかどうかの証明書(遺言書保管事実証明書)を取得できます。



(2) 遺言書の写しを取得する。

自分を相続人等とする遺言書が保管されているということが遺言書保管事実証明書で確認できた場合に、遺言書の写し(遺言書情報証明書)を取得できます。

この証明書があれば、不動産の相続登記や各種手続きに利用できます。家庭裁判所での検認の必要もありません。

また、相続人等の一人が、この証明書を取得した場合には、他の相続人等へ遺言書が保管されている旨の通知が法務局から送られます。

遺言書について その6

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

「公正証書遺言」について

公正証書遺言とは、公証人役場で、証人2名の立会いの下、遺言者が遺言の趣旨を 公証人に述べて、公証人の筆記により作成してもらう遺言書です。

遺言書の原本は、公証役場で保管されます。

公正証書遺言の特徴は以下の通りです。

① 自筆証書遺言は、遺言書が自ら自筆する必要があるが、公正証書遺言は公証人が遺言書を作成してくれるので遺言の内容を口授できる能力があれば、遺言書が作成できる。

また、公証人は、遺言書が自ら公証役場に出向くことが困難な状況(例えば、自宅で 寝たきり、病院に入院)であれば、出張してくれる。

② 公正証書遺言の原本は、公証役場に保管されるため、紛失等の恐れはなく、また書き換え等される恐れもない。

③ 証人2名必要

証人は、相続人がなれないため、弁護士等に公証人 との連絡等一連の手続を依頼するなかで、証人に なってもらうことが多い。

④ 費用や手間がかかる(遺言書の作成費用は、目的の価格に応じて設定されます)。



遺言執行者について その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

遺言執行者とは、故人が生前に残した遺言を遂行するために必要な手続きをする者のことを言います。 遺言執行者の担う作業は多岐にわたり、遺言を実現するためにさまざまな権限が与えられています。 それでは、遺言執行者に課せられた義務や付与された権限、主として仕事内容について説明します。

(1) 遺言執行者が負う義務

遺言執行者は、民法1007条に基づいて、相続人に対して、遺産の内容 を遅滞なく通知する義務を負っています。この時、ただ単に遺言執行



者の任についたことを報告するだけでなく、遺言の内容のコピーなどを使って具体的に遺言書の 中身を知らせる必要があります。

また、遺言執行者は、手続きの進行状況を報告したり、適切な管理のもとに遺産に損害を与えないようにする義務を負っています。

さらに、対象となる相続人や遺贈を受ける人に対して財産目録を作り、共有する必要があります。 そして、被相続人から預かった財産を、遺言による相続の権利のある人に移譲することが任務と なります。

次回は、遺言執行者に与えられた権利について説明します。

遺言執行者について その2

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(2) 遺言執行者の権利

遺言執行者には、遺言の内容を実現するために必要な一切の行為を行う権利が与えられています。具体的には、以下のような権限があります。

- ・相続財産の管理
- ・ 遺言書の検認
- ・不動産の名義変更
- ・預貯金の払い戻しや解約
- ・遺産の分割
- ・遺贈
- ・寄付
- ・子供の認知
- ・相続人の廃除やその取消
- ・不法に占有されている財産の明け渡しや不動産の登記移転の請求



遺言執行者は、相続人と利益相反が発生しても、遺言の内容を執行するための職務をおこないます。また、相続人が遺言の執行を妨げる行為をすることはできません。

また、遺言執行者には、遺言執行に必要な費用がかかった場合、その費 用の償還を請求でき、報酬請求も認められています。

尚、遺言執行者には、相続税の申告をおこなう権限はありません。

遺言執行者について その3

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(3) 遺言執行者の選任

遺言執行者は、すべての事例において選ばなければならないというわけではありませんが、特定の手続きをおこなう必要がある内容が記載されている一部の遺言では必要となります。 例えば、認知、相続排除、遺贈等の相続の権利について遺言書で書かれている場合は遺言執行者が必要です。

他方で、遺言書が存在するだけで効力を発揮する事柄について は、遺言執行者がいなくても相続は完結します。



例えば、相続人の中の遺産の配分を指定したりすることは遺言に記載されているだけで可能で す。

(4) 遺言執行者の欠格者

遺言執行者を選任するにつき、欠格者として未成年者と破産者は選任できません。

それ以外の人であれば、どんな人でも選任可能ですが、遺言に記されている被相続人が遺言執行者を指名することとなります。

被相続人は、身内の相続人の中から決めるケースもあれば、法律に詳しい専門家(弁護士等)を雇いいれる場合もあります。

次回に選任のポイントと指名の方法についてご説明します。

遺言執行者について その4

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(5)遺言執行者の選任のポイント

①専門的な知識

滞りなく相続の手続きを進めるためには、なるべく法律に明るい弁護士や 司法書士などの専門家を選ぶことが理想です。

なぜなら、相続にはさまざまな手続きがあるため、深い知識が必要とされるからです。



②被相続人より寿命が長い

被相続人より、高齢の人を遺言執行者に指定してしまうと、相続の際すでに死亡されてしまっていたりして、役目を果たすことができない状況に置かれていたりすることが考えられます。 よって、できれば、被相続人より年齢が若く寿命の長い人を選ぶことにしたほうがよいしょう。

③利害関係

相続人同士での争いを避けるためにも、利害関係のない人を遺言執行者に選任することを勧めます。

どうしても、相続人を遺言執行者として選びたいのであれば、財産を相続する本人にすると紛争 になりにくいです。

次回には、遺言執行者を指定する方法について説明します。

遺言執行者について その5

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

(6) 遺言執行者の選任方法

①遺言書で指名する

被相続人が氏名したい人物を遺言書に記しておくことで、遺言執行者とし選任できます。

氏名される人は突然知らされると負担となってしまうので、遺 言に記す前に当人にその旨を伝えておくべきでしょう。

②遺言書で選任者を指名する

誰が遺言執行者を決めるのかを遺言書に明記しておく方法です。

直接特定の人物を遺言執行者に指名するのではなく、指名した 人に遺言執行者を誰にするのかを決めてもらうことにするものです。



③家庭裁判所へ選任申立てをする

遺言執行者が特に明示されていなかったりした場合、家庭裁判所に申立て を行い、遺言執行者 を選任してもらうことができます。

また、仮に明示されていても、該当者が就任を拒否した場合は同様に家庭 裁判所に選任の申立 てができます。

育児・介護休業法の改正について その1

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

育児・介護休業法は、正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児や介護 を行う人を支援して、仕事と家庭を両立することを目的とした法 律です。

これまでは、仕事と家庭を両立することが非常に難しく、育児や 介護のために仕事を辞めざるを得ないケースが多く発生してい ました。

これにより、事業主は、それらの制度を実施する義務が生じます。



この度、2025年4月以降改正法が施行されることになっているところ、その主な改正内容は次の3つとなります。

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等となっています。 次回にひとつひとつ説明します。

育児・介護休業法の改正について その2

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 現行法においては、一定の年齢に達するまでの子を養育する労働者について事業主に対する請求によって、残業が免除されることとされていますが、その対象となる労働者が、これまでの「3歳になるまでの子を養育する労働者」から「小学校就学前の子を養育する労働者」に広がりました。

加えて、子の看護休暇制度の対象も拡大しており、対象となる子がこれまでの「小学校就学前の子」から「小学校3年生までの子」となりました。



また、休暇取得事由に「子の入学式、入園式や卒業式」「感染症に伴う学級閉鎖」が加わり、厳密な意味での看護以外の事由についても休暇が認められることとなりました。

これにより、これまでの「看護休暇」から「看護等休暇」へと名称が変更となりました。

尚、事業主には、新たに働き方の柔軟化に関する措置を講じ、労働省がそれを選択して利用できるよう周知、意向確認することが義務付けされています。

育児・介護休業法の改正について その3

西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

育児休暇の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化 これまで、常時雇用労働者数1000人超の事業主に義務付けられていた育児休暇取得状況の公 表義務が、常時雇用労働者数300人超の事業主にまで拡大されます。 対象となった事業主は、育児休業等の取得割合あるいは育児目的 休暇の取得割合を年度ごとに公表することが必要となります。また、今回の育児介護休業法の改正と併せて次世代育成支援対策推 進法も改正され、従業員100人超の事業主に対して、育児休業の 取得状況等にかかる状況把握および数値目標の設定が新たに義 務付けされることになりました。



育児・介護休業法の改正について その4 西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

介護休業にかかる改正については、

① 事業主は、労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た場合には、 介護休業の 制度や両立支援制度などにつき、個別に周知、意向確 認(①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等のいずれか)を行 うことが義務付けされました。

さらに、これから介護の問題が生ずる可能性がる40歳に達した労働者などに対しても、これらの制度の情報提供を行うことが義務付けされました。

② また、事業主は、介護休業の申し出が円滑におこなわれるようにするために、研修の実施や相談体制の整備など、雇用環境整備の措置を講ずることが義務付けされました。

育児・介護休業法の改正について その5 西神中央法律事務所 弁護士 関 通孝

介護休業にかかる改正については、

- ③ 介護休暇の対象範囲も拡大され、これまで勤続6ヶ月未満の労働者は労使協定に基づいて取得対象外とすることはできましたが、それができなくなりました。
- ④ また、事業主には、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が介護休業をしていない場合に、在宅勤務の措置を講ずることが新たに「努力義務」として課されます。

以上、ご説明しました通り、労働者の方にとっては、 育児休業や介護休業が改正により、より取りやすく なりました。

他方で、事業主は、これらの措置を講ずる必要が出てきました。また、措置を講ずる前提として、就業規則等社内規定の改訂が必要となることも考えられるところです。

